

平成27年陸別町議会6月定例会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成27年6月24日	午前10時00分	議長	宮川 寛	
	延会	平成27年6月24日	午後3時36分	議長	宮川 寛	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲⊗ 公務欠席を示す	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
	2	久保広幸	○			
	3	多胡裕司	○			
	4	本田 学	○			
	5	山本厚一	○			
	6	渡辺三義	○			
	7	谷 郁 司	○			
会議録署名議員	中村佳代子		久保広幸			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉 田 功			書記 吉 田 利 之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野 尻 秀 隆		教育委員長	石 橋 勉	
	監 査 委 員	飯 尾 清		農業委員会長（議員兼職）	多 胡 裕 司	
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木敏治		会計管理者	芳 賀 均	
	総 務 課 長	早坂政志		町民課長	（芳賀均）	
	産業振興課長	副島俊樹		建設課長	高 橋 豊	
	保健福祉センター次長	丹野景広		国保児童診療所事務長	（丹野景広）	
	総務課主幹	空井猛壽				
教育委員長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 育 長	野 下 純 一		教委次長	有 田 勝 彦	
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		町政執行方針・教育行政執行方針
4	議案第37号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
5	議案第38号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
6	議案第39号	陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
7	議案第40号	陸別町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
8	議案第41号	陸別町介護保険条例の一部を改正する条例
9	議案第42号	平成27年度陸別町一般会計補正予算（第2号）
10	議案第43号	平成27年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
11	議案第44号	平成27年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
12	議案第45号	平成27年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
13	議案第46号	平成27年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（吉田 功君） 御起立願います。おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

御着席ください。

◎開会宣告

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成27年陸別町議会6月定例会を開会します。

棟方農業委員会事務局長より、欠席する旨、報告がありました。

あらかじめ申し上げます。町長より、町広報に使用するため町広報担当職員による会議中の写真撮影許可の要請があり、会議規則第103条の規定により許可しておりますので御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 3月定例会以降本日までの行政報告を申し上げます。

お配りの書面の中から1件、そのほかで1件、合わせて2件について御報告申し上げます。

まず1件目については、4月6日に開催された十勝町村会臨時総会において、ドクターヘリの運航圏拡大の要請について協議されました。その内容について御報告いたします。

ドクターヘリに関しましては、平成17年の道央圏を初めとしまして、道東圏、道北

圏、道南圏に導入されておりますが、十勝地域につきましては、地理的な原因などから道内で唯一の空白地帯となっております。このことについて、去る4月6日開催の十勝町村会臨時総会において協議されました結果、より迅速な救急医療の提供は自治体の責務であるとして、十勝地域におけるドクターヘリの必要性を確認し、全会一致で道東・道北のドクターヘリ運航調整委員会に対し運航圏拡大に関する要請書を提出することを決定いたしました。これによりまして、5月13日に、十勝19市町村長の連名により道東ドクターヘリ運航調整委員会に対し要請書を提出し、6月26日には道北ドクターヘリ運航調整委員会に対しても同様の要請書を提出することになっておりますので、皆様に御報告申し上げます。

2件目は、農作物生育状況であります。

平成27年6月15日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所調べによる農作物生育状況について報告いたします。

気象の経過について、本年は2月下旬から3月にかけて降雪量が多く、積雪深が平年を大きく上回ったものの、2月中旬以降の気温が高かったため融雪が進み、耕起始めは平年並みとなりました。5月中旬までの気温はおおむね平年を上回り、6月上旬現在での積算気温は平年対比115%となっています。また、日照時間も平年を上回り、一方で降水量が少なかったため、播種、移植作業は順調に推移したものの、一部では乾燥による生育停滞も見られました。

牧草は、順調な融雪により冬枯れの発生程度は平年並み、萌芽期も平年と同等となりました。積雪が多かったため、春の土壌水分は高く、5月中旬までの生育は平年並みか、やや上回っていましたが、5月中旬以降の小雨により、生育は若干停滞ぎみとなりました。

デントコーンは、好天により作業が進み、播種は平年より1日早く、出芽は3日早まりました。5月中旬以降の小雨により、生育が若干停滞しております。

秋まき小麦は、起生期、幼穂形成期ともに平年より2日早く進みました。出穂期は平年より1日早く、草丈、茎数ともに平年を上回っています。

ビートは、好天が続き、直播、移植ともに、作業は平年より早目に進みましたが、5月中旬以降の小雨により移植後の生育は停滞し、平年並みとなっております。

以上で、口頭での行政報告を終わらせていただきます。なお、配付しています、事業、業務、工事等発注一覧表につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で終わります。

◎教育関係行政報告

○議長（宮川 寛君） 次に、教育委員長から教育関係行政報告の申し出があります。

石橋教育委員長。

○教育委員長（石橋 勉君）〔登壇〕 3月定例会以降本日までの主な教育関係の行政報

告を申し上げます。

まず、書面の中から1点御報告いたします。

3月25日に陸別町教職員離任式を、4月3日には平成27年度陸別町教職員着任式を挙行いたしました。着任式では、4月1日付教職員人事異動によりまして、新しく陸別小学校に着任されました森校長、野田教諭、佐藤教諭、岩井教諭、高橋栄養教諭、手子養護教諭と、陸別中学校に着任されました小林教諭、杉本教諭、中川養護教諭の9名に対して、北海道教育委員会からの辞令を交付いたしました。着任されました9名の教職員には、陸別での活躍を御期待申し上げたところであります。なお、本年度の教職員数は、陸別小学校が15名、陸別中学校が14名となっております。

次に、口頭で3点報告いたします。

まず1点目は、平成27年6月1日現在の児童生徒数について報告いたします。

陸別小学校は10学級で、普通学級が6、特別支援学級が4であり、児童数は95人です。内訳は、1学年は23人で、普通学級22名、特別支援学級1人、2学年は15人、3学年は14人、4学年は16人で、普通学級が14人、特別支援学級2人、5学年は14人で、普通学級13人、特別支援学級1人、6学年は13人です。

陸別中学校は、5学級で、普通学級が3、特別支援学級が2であり、生徒数は54人です。内訳は、1学年は16人で、普通学級15人、特別支援学級1人、2学年は20人で、普通学級19人、特別支援学級1人、3学年は18人です。以上が、児童生徒数です。

2点目は、平成27年3月、中学校卒業生の進路状況について報告いたします。卒業生は21人であり、全員が高等学校進学であります。進学先の内訳につきましては、足寄高校が4人、本別高校が8人、管内の高校が5人、管外の高校が4人です。以上が進路状況です。

3点目ではありますが、昨年11月11日、陸別小学校の理科の授業中に、当時6年生の男子1名が実験中に目を負傷した事故について、授業者の教諭に対し、平成27年3月27日、北海道教育委員会は戒告とする懲戒処分を行いました。改めて、当事者の教諭には、処分内容を重く受けとめ、信頼と資質の向上に努めるよう指導したところであります。また、学校及び教育委員会みずからに対し、事故の重大性を再認識し、教訓とするとともに、再発防止に向け、引き続き徹底を図るよう指導したところであります。けがをされた生徒は、昨年12月8日の退院以降、旭川医大病院の主治医のもと、通院治療を続けておりましたが、目の表面に付着しているカルシウムを除去するため、5月20日に入院し、手術を行っております。手術は無事終わり、6月16日、退院をしております。今後、引き続き旭川医大病院と北見日赤病院への通院治療が続いてまいります。学習や部活面などを補うとともに、一日も早い回復を願い、御家族に対しましては誠意を持って対応してまいります。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告にかかわる一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番中村議員、2番久保議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、昨日、議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○3番（多胡裕司君）〔登壇〕 平成27年陸別町議会6月定例会の運営について、昨日開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告いたします。

今定例会において町長から事前に配付のありました議案は、補正予算5件、計画の変更・策定3件、条例の一部改正2件、合わせて10件であります。また、町長及び教育委員長から、平成27年度の執行方針を述べたいとの申し出があります。議会関係では、一般質問の通告が4名、発議案2件、意見書案及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案の上、協議しました結果、お手元にお配りしました予定表のとおり、本日から6月30日までの7日間とし、6月27日から29日までは休会することに決定をいたしました。なお、6月30日につきましては予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り会議を開くことに決定をいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものについては一括することとし、議案第42号から議案第46号までの各会計補正予算5件を一括して説明を受けることとし、質疑、討論、採決は、それぞれ別々に行うことにいたしましたので御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御協力をお願い申し上げます。

げ、報告といたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本日から6月30日までの7日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月30日までの7日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町政執行方針・教育行政執行方針

○議長（宮川 寛君） 日程第3 町長から平成27年度町政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 平成27年陸別町議会6月定例会の開会に当たり、町政執行について私の所信と諸施策の一端を申し上げ、町議会議員の皆さん並びに町民の皆さんに御理解と御協力をお願い申し上げます。

4月26日の町長選挙におきまして、多くの町民の皆さんの温かい御支援を賜り、町政を担当させていただくことになり、責任の重大さをひしひしと感じております。皆さんから寄せられました信頼と期待に応えるため、全力を傾注し、我がまち陸別町のために専心努力する所存であります。

私は、陸別町を「小さくても清らかで輝きのある町」にしていきたいと考えております。そのためには、安心して安全に暮らせる町をつくることであり、その町づくりをするための人づくりが重要であると考えております。

これらの具現化を図るために、地域産業の活性化と創成、行財政改革の推進と町民参加の町づくり、健康づくり・子育て支援の充実、高齢者と障がい者への福祉の充実と環境整備、ふるさと創生事業、この五つを重点施策として掲げ、町民の皆さんとともにこの難局に立ち向かう決意であります。

政府は、長引くデフレからの早期脱却と経済再生を図るため、財政政策、金融緩和、成長戦略の三本の矢による経済政策、いわゆるアベノミクスを一体的に推進することにより、「経済の好循環を確かなものとする」「雇用の改善や賃金アップによる経済の好循環を継続することで、景気回復の実感を全国に広げる」としてはいますが、大企業が多く立地する都市部と比較すると、中小企業がそのほとんどを占め、所得水準が比較的低い地方においては、昨年の消費税引き上げや電気料金の値上げ等の影響を大きく受け、景気回復の実感には乏しいのが実態であります。

このような中、平成27年度の国の一般会計予算（当初ベース）は9兆6千342億0千円、そのうち歳入における税収は、消費税8%への引き上げに伴い、1兆6千860億0千円

増の5兆4千500億円で、公債金は3兆6千863億と圧縮され、税収は公債金を昨年度に続き上回り、公債依存度は38.3%と、昨年と比較して4.7%の減となっています。公債金の内訳は、建設公債が6兆3千億、赤字公債が3兆8千600億円であります。

また、歳出における国債費は2兆3千450.7億と、歳出全体の約24%を占めており、引き続き大変厳しい状況にあります。

なお、地方自治体に直接影響のある地方税、地方交付税等の地方一般財源総額については、社会保障の充実分等を含め、平成26年度の水準を上回る額が確保されているところです。

今後、国の財政政策、金融緩和、成長戦略が、地方経済において景気回復の実感が得られる確かなものとなるよう期待するところです。

北海道においては、平成27年度の補正後の一般会計予算案では、総額2兆8,021億円のうち、歳入の道税は5,696億、道債は6,465億と道税を上回り、道債が歳入の約23%を占めています。

さらに、歳出における公債費は7,344億と約26%を占め、9年連続の赤字編成であり、依然として厳しい状況が続いています。このことから、昨年同様に、北海道の施策もより一層厳しさが増すものと予想されます。

昨年11月、国は、人口減少・少子高齢社会の課題に対し、「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること」「地域社会を担う個性豊かで多様な人材について確保を図ること」「地域における魅力ある多様な就業の機会を創出すること」、これらを一体的に推進するという「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方創生先行型交付金などの補正予算、平成27年度の当初予算において関係する予算を計上し、地方創生を政権の最重要課題の一つとして位置づけしております。

当町においても、人口減少、少子高齢社会への対応は今始まった問題ではなく、諸先輩方が今日までその対策を講じてきたところではありますが、依然として歯どめがかかっていない状況にあります。

したがって、国、北海道と連携した地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の速やかな策定に向け、町民の皆さんや関係する団体、事業者の代表者などから広く御意見をいただきながら、現状の把握と施策の構築に努めてまいります。

ふるさと陸別町の活力ある地域の創生が喫緊の課題となっています。いま一度、町議会議員の皆さん並びに町民の皆さん、職員ともども知恵と工夫を出し合って、大胆な発想と転換を図ってまいります。

また、雇用問題、高齢化を見据えた安全で安心な町づくりや、酪農業や林業などを基幹産業とする当町の存亡にかかわるTPP問題、安全で安心な地域交通の維持と確保など、取り組むべき課題がたくさんあります。地方交付税の削減など、厳しい財政運営を余儀な

くされる中、安心して安全に暮らせる町づくりを進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

平成27年度の補正後の陸別町予算の総額については59億1,873万円で、前年度当初予算と比較しますと2.87%、1億6,493万円の増額、一般会計ベースとなりますと42億4,631万円で1.4%、6,020万円が減額となる予算を計上いたしました。

予算編成に当たりましては、国の地方財政計画等の動向を見きわめながら、前年度の予算と比較して、地方交付税を約0.15%増額した21億6,065万円の計上といたしました。臨時財政対策債につきましては、平成26年度当初予算額と比較し、約10%減額した1億2,200万円を計上いたしました。また、いきいき産業支援基金や公共施設等維持管理基金など3億7,830万円を取り崩し、地方債も4億4,590万円を借り入れて収支のバランスを図ったところであります。一般会計、特別会計、それらの合計は下記記載のとおりです。

次に、本年度予算の概要について御説明申し上げます。

本年度の当初予算については、骨格予算として、経常的な経費と、実質的に継続事業となる臨時的経費、年度当初から事業執行が必要な新規事業について、予算措置されております。したがって、本補正予算案は、政策的な予算について事業の緊急性や優先度を鑑み提案させていただきましたので、当初予算とあわせて主な項目ごとに御説明申し上げます。

まず初めに、旧小利別駅周辺整備に関する事業についてであります。地域住民の要望も踏まえ、バス利用者の利便性を図るため、小利別集会所から国道のバス停までの通路を整備するために必要な経費を計上いたしました。

次に、地域経済の活性化と雇用の創出を図るための地域活性化推進事業についてであります。引き続き、専門員配置のもと、新事業の研究や地域ブランドの開発を進めてまいります。

また、りくべつチャレンジ・プロジェクトでは、新たに陸別の寒い気候を利用した、いまだ栽培技術が確立されていない薬用植物研究事業に引き続き挑戦してまいります。

地域おこし協力隊員につきましては、新事業支援推進員、酪農支援推進員、商工支援推進員のほかにも、当町で必要な分野での推進員を募集し、事業の推進を図ってまいります。

次に、定住対策についてであります。北海道森林管理局十勝東部森林管理署が町内の旭町に所有する署員用住宅2棟8戸のうち、4戸について賃貸契約を締結いたしました。これにより、家族で移住・定住していただくための住宅を確保しましたが、古い物件であることから、その修繕費用について必要な経費を計上いたしました。

移住体験者の受け入れ体制につきましては、長期滞在型移住体験住宅を含む3棟が完備されており、より多くの移住体験者が来町し、定住対策として体験者の移住に期待すると

ころです。

なお、当初予算で計上されております、陸別町に移住し、農業、林業、商工業、福祉施設などに就業しようとする単身者向けの（仮称）移住・産業振興研修施設の建設について取り進めてまいります。

次に、保健福祉関係について申し上げます。

当町の高齢化が進む中、高齢者が健康で明るく、地域における生活を続けるために、外出機会をふやしていただくための高齢者等交通費助成事業などを継続するとともに、将来的に独居の高齢者や障がい患者の支えとなる市民後見人の確保のため、事業を進めてまいります。

次に、子育て支援についてであります。

少子化、核家族化の進行や、地域とのつながりが希薄になり、育児の孤立化や母親の育児負担がふえています。このような社会状況の中、陸別の次代を担う子供一人ひとりの成長を地域社会全体で応援するため、子育て世帯の負担を支援していくことが必要となっております。

子ども医療費助成事業については、新たに満18歳までの入院・外来の自己負担分を無料化し、安心して子育てができる環境を築いていくために、関係する条例案及び必要な経費を計上いたしました。

なお、重度心身障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業についても継続してまいります。

また、4月から保育所の保育時間を延長したところでありますが、子育て支援センターの運営、保育ママ利用助成などの各種事業についても従来どおり進め、保育サービスの充実を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある人たちが総合的かつ計画的に必要なサービスを利用しながら地域生活が続けられるよう、社会参加の機会を確保し、共生社会を実現するために当町が実施する地域支援事業の充実を図ってまいります。

保健事業では、町民の皆さんに明るく健康な生活を送っていただくため、引き続き、各種検診の機会を確保し、受診率の向上を図り、疾病の早期発見、早期治療につながるよう努め、あらゆる機会を利用して健康についての相談や指導の実施について継続してまいります。

また、当町に産婦人科の医療機関がないため、妊婦の定期健診は町外の医療機関を受診せざるを得ない状況にありますので、定期健診の受診を促すとともに、受診にかかる交通費の一部について助成するために必要な経費を計上いたしました。

次に、基幹産業である農林業についてであります。

酪農畜産業は地域産業の核として必要不可欠な存在となっておりますが、配合飼料価格が高どまりする中、高齢化や離農が進み、生産基盤の弱体化が懸念されております。そのため、生産基盤の維持拡大及び収益性の向上を図る必要があることから、家畜ふん尿等のバ

イオマス利活用推進事業、牛ウイルス性下痢・粘膜病の検査などを実施する陸別町酪農畜産クラスター協議会への支援を図るため、必要な経費を計上いたしました。

また、経営安定のための各種資金利子補給事業、新農業人育成事業や優良家畜導入支援事業などの農業施策について継続して実施してまいります。

上陸別地区の営農用水につきましては、供用開始から30年が経過し、管路施設等の老朽化が進んでいることから、道営事業での新規採択を目指してまいります。

次に、農畜産物加工研修センター関係であります。現在、ブランド開発により「りくべつ鹿ジャーキー」や「りくべつ低温殺菌牛乳」を誕生させ、試験販売を開始しているところですが、引き続き地場産品の開発を進めてまいります。

次に、林業関係であります。

町有林野事業につきましては、国有林分収林、町有林を森林環境保全整備事業の補助事業として整備を進めてまいります。さらに森林整備は地域雇用に大きく寄与しており、町の単独施策であります民有林造林促進事業への補助制度と雇用促進の制度について見直しを図り、継続してまいります。

また、森林整備に必要な林業専用道勲祢別線開設工事のほか、新規事業として林業専用道上勲祢別本苦務線開設工事の着工に向け、全体計画及び測量設計を行ってまいります。国、北海道に対しても、温暖化、治山、治水対策としての造林事業の対策強化に向けて、強く要請活動を行ってまいります。

次に、商工・観光業の活性化施策についてであります。

町内商工業者の健全な経営及び設備投資のための融資制度、保証料補給及び利子補給事業につきましては、経営の安定、商工業の振興を図るために継続してまいります。

平成21年度から日産自動車への支援策として実施しています、日産自動車購入助成事業につきましては、引き続き助成してまいります。

次に、観光関係であります。

全国規模で知られるようになった、本町の資源である「しばれ」を生かした観光イベント「しばれフェスティバル」は、今回35回目を迎えます。今後とも町民の皆様の御理解と御協力をいただき、さらなる発展をするものと確信しております。

ことしは、「りくべつ夏まつり」も20回目の節目を迎えることとなります。また、観光協会が独自事業として取り組んでいる「ふるさと銀河線りくべつ鉄道まつり」は、ことし7月に第7回目を迎えます。昨年度に引き続き、二日間の日程でイベント開催を予定しております。

商工会が積極的に取り組まれている旧ふるさと銀河線敷地内での列車等を活用した、ふるさと銀河線りくべつ鉄道は、商工会からの要望を踏まえ、今年度は排雪モーターカーの外装塗装と車両整備場の整備工事など、必要な経費を計上いたしました。

銀河の森天文台は、名古屋大学を初めとする各研究機関と町における社会連携に関する情報交換、事業協力及び交流活動を通して地域振興の推進を図ってまいります。また、ス

ターライトフェスティバルや季節ごとの観望会など、館長と協議の上、各種イベントを企画し、より多くの来館者が訪れ、親しまれる天文台にしていまいります。

消費者対策につきましては、月2回の消費生活相談窓口を開設し、相談業務を実施しているところです。今後も消費生活専門相談員のもと、消費者の問題に対し迅速な対応がとれるよう、相談窓口の充実を図ってまいります。

雇用対策であります。町単独の緊急雇用対策事業として、若年層の就業対策のほか、町内季節労働者、短期労働者の雇用安定としての経費について計上いたしました。また、町単独の雇用促進事業についても、町内の事業所等における雇用の促進させるために必要な経費を計上いたしました。

次に、道路網の整備についてであります。

高速道路がいち早く緊急交通路として指定され、避難、救助、物資輸送などで果たしている高速道路の役割は大きく、命をつなぐ道として高規格幹線道路網の整備が必要不可欠であります。昨年、長年の懸案事項でありました陸別―小利別間の凍結解除が決定されました。平成28年度には、小利別―訓子府インターチェンジ間の16キロメートルの供用開始が予定されておりますが、今後も陸別―小利別間の早期完成と陸別―足寄間の凍結解除に向け、引き続き強く要望してまいります。

道道津別陸別線の下陸別、中陸別、止若地区の危険箇所の線形改良等につきましては、一部で用地買収や工事着工などが進められていますが、引き続き早期完成に向けての要請活動を行ってまいります。

町道整備についてであります。

町道新町5号通り改良工事、町道殖産4号線改良工事、町道下トラリ線の用地確定測量などに係る経費を計上いたしました。

町道等にかかる橋梁につきましては、橋りょう長寿命化修繕計画策定事業により、今年度は若葉橋の補修事業に着工いたします。

町道の除雪につきましては、現在、町内業者への委託業務により、多くの区間の除雪を実施しておりますが、事業者所有の雪寒機械の不足に伴い、1台を新規購入するための経費を計上いたしました。

街路灯の改修事業によるLED化につきましては、今年度は保育所本通りほか3路線の街路灯について引き続き設置してまいります。なお、省エネルギー化のため、公共施設のLED照明への改修、導入を進めてまいります。

住宅整備についてであります。

町営住宅整備事業につきましては、公営住宅の給湯器更新事業や外装の補修などを実施いたします。また、昨年度に引き続き、新町団地の建てかえ事業として外構工事を実施いたします。

河川改修についてであります。

北海道が管理する1級河川利別川の河川改修工事につきましては、町道大誉地薫別線に

かかる千歳橋は、左岸側橋台と橋脚の下部工事と上部工の製作を北海道が実施し、平成28年度の完成を目指しております。また、市街地につきましては、新町1区の改修工事を昨年度に引き続き北海道が実施いたします。

なお、当町が管理する普通河川男鹿川などの護岸補修工事などに必要な経費を計上いたしました。

消防関係につきましては、平成11年に購入した高規格救急自動車の老朽化に伴う車両の購入及び消防団員の防火服の更新に係る必要な経費を計上いたしました。

教育関係につきましては、教育委員会の意向に基づき、新たな事業として土曜授業推進事業や、国際交流事業の充実を図る観点から、かねてより要望のありました外国人の英語指導助手招聘事業など、所要の経費を計上いたしました。

次に、診療所の運営関係について申し上げます。

国民健康保険関寛斎診療所の運営につきましては、町内唯一の医療機関として、町民の皆さんが安心して住み続けるための施設でありますので、今後とも関係職員と一層の努力を重ね、収支改善とともに医療体制の確立維持に努めてまいります。今年度につきましては、病室ベッド4台の更新や検査機器の購入と、所内の照明のLED化及び施設改修など、必要な経費を計上いたしました。

次に、簡易水道事業及び公共下水道事業関係について申し上げます。

簡易水道事業につきましては、旧トナム地区ろ過配水池施設解体工事、陸別浄水場施設設備の改修、産業振興施設整備として殖産4号線の配水管布設工事などに必要な経費を計上いたしました。

下水道事業につきましては、平成9年度から供用開始しており、水洗化率は89.2%になっております。今回、新町1区の污水管渠新設工事のために必要な経費を計上いたしました。

以上、平成27年度の町政執行に臨む所信と主な施策、予算について申し上げます。

日本社会が直面する、少子・高齢・人口減少社会といった時代の中であって、今が陸別町の将来にとって大変重要な時期にあると考えております。課題も多く、今後、難しい局面を迎えることも予想されますが、町民の皆さんと一緒に、「小さくても清らかで輝きのある町」を目指して努力していく所存であります。

議会並びに町民の皆さんの一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、平成27年度の町政執行方針といたします。

○議長（宮川 寛君） 次に、教育委員長から平成27年度教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

石橋教育委員長。

○教育委員長（石橋 勉君）〔登壇〕 教育行政の執行につきましては、平素より、町議会を初め町民皆様の深い御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平成27年度の教育行政の主要な方針を申し上げます。

基本的な考え方について申し上げます。

世界は、今、限りある自然環境及び格差社会と対峙し、多様な自然との共生及び国家・地域間の協働社会の実現に向け、グローバルな考えとローカルな行動を基調に議論が進められておりますが、まだまだ課題解決には多くの時間が必要であります。

私たちの住む陸別町は、環境資源及び経済構造の変化に適応しながら、酪農と林業を基幹産業として、循環と再生可能な経済基盤をつくり上げてきています。この基盤をさらに強固なものにするため、子供たちに陸別町の企業、文化を理解してもらい、未来を切り開く力を育むことが大切なことであります。

「陸別の子は陸別で育てる、子どもたちを核とした人づくり」を理念とした生涯学習の充実に取り組んでまいります。

第1、生涯学習の推進であります。

小中学校では、地域のさまざまな分野で活躍されている団体、サークル、また各企業、職場などの御協力により、地域と連携した教育が活発に行われております。この地域連携教育を「ふるさと教育」として位置づけし、生涯学習活動の一環としてとらえ、その取り組みを広く紹介してまいります。

近年、少子化と人口減少が進む中、子供たちが集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨し、社会性や規範意識を身につける環境を確保することが重要となっております。また、青少年期の体験がその後の意識の形成に大きく影響すると言われ、特に野外での体験は地域への愛着を強め、住み続ける動機を与えとも言われています。

今年度も、各種イベントにおける子供たちの参加や、乳牛、馬との触れ合いなど、地域の御理解と御支援を賜り、あわせて、関係機関、担当者同士の連携を深め、学校教育と社会教育の連携について探求してまいります。

第2、学校教育の推進であります。

義務教育においては、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎を培い、社会の形成者としての基本的な資質を養うことを目的としております。今年度も、「確かな学力の向上」「豊かな心と健やかな体の育成」「信頼される学校づくり」を柱として、陸別町の学校規模の特性を生かした「強い学校づくり」を重点目標として取り組んでまいります。

「強い学校づくり」とは、教職員一人一人が地域とともに歩み、子供たちの未来のために今必要とされている教育を行い、常に工夫と改善に心がけ、子供たちと心が通い合う学校のことであります。

その一環として、今年度、陸別中学校において土曜授業推進事業を導入し、年10回、土曜授業を試行します。土曜日における教育活動の充実に図り、学力の向上を初め、体験活動、キャリア教育を取り入れ、陸別の教育の推進を図ります。また、小中一貫校やIT教育など、先進的な取り組みを研究課題として、今年度を「強い学校づくり」の出発点として位置づけしてまいります。

また、発達支援について、保護者及び関係機関との連携が大切なことから、子供たちの成長を図るため、連携して支援していく体制の充実を目指してまいります。

次に、「確かな学力の向上」であります。

陸別小学校では、朝学習と朝読書の実施のほかに、家庭学習の目標時間を設定し、学習の習慣化を重点に取り組みます。陸別中学校では、数学科の習熟度別学習や複数教員による指導の取り組みを継続し、基礎学力の定着を図ってまいります。

平成27年度全国学力・学習状況調査は4月21日に実施されておりますが、子供一人ひとりの学習の状況や課題について把握し、さらなる授業及び学校改善に取り組むよう努めてまいります。保護者に対しては、調査の結果を踏まえた課題と改善方策を配付し、現状の理解と改善方策が反映されるよう努めてまいります。

家庭学習の定着を図るために、学校と家庭との学びの連続性の確保を図り、「早寝、早起き、朝ごはん」の基本的な生活習慣の形成に努めてまいります。

さらに、特別支援教育の推進については、引き続き関係機関との連携を図り、発達支援専門員の派遣とあわせて学習支援員の配置と研修の機会を設けてまいります。

学校支援地域本部事業につきましては、引き続き、地域の方々の協力を得て学校支援活動を行ってまいります。

次に、「豊かな心と健やかな体の育成」であります。

豊かな心とは、自他の敬愛と協力を重んじる心であります。豊かな心を育てるために、道徳の時間をかなめとして、全教職員が協力し、学校の教育活動全体にわたり道徳教育の充実を図るとともに、道徳の授業公開を実践してまいります。

道徳は、学校教育にとどまるものではありません。日常生活におけるあらゆる場で、対人関係を通して社会性や道徳性が形成されます。全国学力・学習状況調査の質問紙の「地域の行事に参加していますか」の問いでは、「している」と回答した陸別の子供たちの数は、他と比較して非常に高いものとなっております。地域の人たちの触れ合いの過程でコミュニケーション能力が高まり、価値規範や行動、生活習慣などを習得していく機会につながっております。引き続き、陸別ならではのふるさと教育を通じて、子供たちの心の成長を、家庭、学校、地域で共有できるよう努めてまいります。

いじめの問題については、「どこの学校においても起こり得る」との認識を持ち、日常から、いじめは人間として絶対に許されないという学校の方針を明確に伝えるとともに、教師自身はその思いを子供たちに示し、特に相手を傷つける可能性のある言葉は、早い段階から使ってはいけないことを教えることが大切なこととなります。

また、学校が児童生徒を守るという信頼関係を築き、教育相談やアンケート調査を実施し、早期発見、早期対応を学校全体で取り組み、子供たちが発するサインを見逃さない、きめ細かな対応に努めてまいります。

あわせて、PTA活動を通して保護者同士の交流を深め、いじめが起こらない環境を周囲から築いていくことが重要であり、引き続き、これまでの取り組みを支援してまいりま

す。

児童生徒芸術鑑賞事業につきましては、子供たちに芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養うことを目的として、隔年で開催しております。今年度は音楽を予定しております。

健やかな体を育成するために、体力、運動能力の向上と、新体力テストの取り組みを継続して実施するとともに、スポーツの楽しさを味わうことのできる体育学習の充実に努めてまいります。また、徒歩による登下校の推進など、陸別の暮らしの中で培われる体力、運動能力が伝承されるよう努めてまいります。

中学校の柔道の授業については、技術及び精神面の達成度などを見きわめ、今年度も安全に十分注意を払いながら進めてまいります。

今年度も町が実施するインフルエンザ予防接種補助制度を、児童生徒の保護者や教職員に周知徹底を図り、予防接種の受診により集団感染の予防に努めてまいります。

また、薬物乱用防止教室を開催し、健康面に対する正しい知識の普及に努めてまいります。

フッ化物洗口についてであります。昨年度から陸別小学校において希望者に対し実施しており、今後、継続してまいります。

次に、「信頼される学校づくり」についてであります。

学校は安心して過ごせる場所でなければなりません。昨年、陸別小学校において発生した事故の反省から、安全管理及び危機管理に対する点検を常に怠らず、事故は常に隣り合わせているという危機意識の構築が重要であることを再認識したところであります。再発防止のための安全点検を強化してまいります。

学校は、校長が経営方針に基づき、教師個々の授業力の向上を図るとともに、校内研修を深め、信頼関係を構築し、尊敬される教師を目指し、日々努力を積み重ねることが大切であります。そのために、学校だよりの地域回覧や地域参観日など、情報公開に努め、各種行事や公開教育研究大会などに地域の方々が参加しやすいよう取り組んでまいります。

また、学校評価の結果の分析及び公表を通して、保護者の思いや願いに応える授業づくり、学校づくりを進めるとともに、保護者や地域住民の方々に、児童生徒の成長に合わせた教育課程の編成など、学校運営の状況を周知し、地域に開かれた学校づくりを進めてまいります。

教員の研修については、校内における組織的な研修・研究活動を充実するほか、十勝教育研修センター研修講座等への参加、教育局指導主事の指導を受けながら、資質向上に向けて取り組んでまいります。また、体罰については、一部肯定化するなど誤った指導が行われないよう、根絶に向け教職員及び指導者に徹底してまいります。

教職員の服務規律の保持につきましては、機会あるごとに注意を喚起しながら、交通違反や飲酒運転の根絶など不祥事の未然防止について指導の徹底に努めてまいります。

児童生徒の安全確保についてであります。

登下校時における児童生徒の安全確保につきましては、日ごろの児童生徒に対する指導

を初めとして、通学路の再確認や交通安全教室を開催して指導の徹底を図っております。また、小学校においては、校区支援ネットワークの取り組みに対し、市街地の全自治会からの御理解をいただき、引き続き登下校時の街頭指導に御協力をいただいております。子供たちを地域の大人の目で見守り、各関係機関と情報の共有化を図りながら、安全確保に努めてまいります。

特色ある教育活動といたしまして、小・中学校連携教育推進事業による義務教育9年間を通した学力の連続性や、小学校における英語の乗り入れ授業など、研究と実践の積み重ねが続けられております。今後、陸別町の規模や地域に適した小中連携教育を推進してまいります。

英語指導助手につきましては、平成3年度から平成16年度まで国際交流員を招聘してまいりました。国際理解の充実など一定の目的を達成したことから、招聘を中止してまいりましたが、現在は、単なる国際理解の枠を超え、世界規模の視点を持つ人材育成が必要とされる時代となりました。小学生低学年からの英語の授業化や、知識から会話、コミュニケーション力が身につく英語教育が必要とされています。そのために、直接、外国人の指導によって英語圏の文化や価値観を取り入れることが効果的であります。グローバル社会に適應できる教育を子供たちに提供するために、広く町民との触れ合いの場を設け、異文化を受け入れることの大切さを理解し、国際友好及びラコーム市との交流の絆を繋いでいく機会とするため、英語指導助手の招聘について所要の予算を計上いたしました。

第3、社会教育の推進であります。

町民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するため、必要な学習の機会の提供を行い、生涯学習を推進し、情報提供を積極的に進めてまいります。

来年度から始まる第8期陸別町社会教育計画については、策定委員会を設置し、町民の意見を聞き取りしながら策定してまいります。

また、子供たちを核とした生涯学習を広めるため、学校支援地域本部事業を活用し、学校教育との連携を図り、地域の教育力の結集に努めてまいります。学校教育との連携の一つとして、関寛斎翁の社会活動と道德面を学校教育に積極的に取り入れ、郷土の歴史と博愛の精神を学ぶ機会をふやしてまいります。

社会教育講座として陸別小学校PTAを中心とした家庭教育学級、65歳以上を対象としたことぶき学級、児童生徒を対象にしたヒップホップダンス教室などを実施してまいります。

公民館講座としては、陶芸教室や押し花教室など、各種講座を開催してまいります。

また、高齢者学びの集い、ジュニアリーダー研修会など、十勝東北部社会教育連絡協議会の事業運営に継続参加してまいります。

第24回目を迎える「中学生等海外研修派遣事業」は、主に中学2年生を対象として9月に、また、第15回目となる「冒険体感inとうきょう派遣事業」は、小学校6年生を対象として1月に実施する計画であります。

昨年度、実験的に取り組みました「りくべつ通学合宿」事業ではありますが、結果的に規模を縮小して生活体験講座の実施となりました。子供たちのニーズやサポートする地域の方々の協力を得ながら、今年度も生活体験講座を行い、地域の子供は地域で育てる意識の醸成に努めてまいります。

十勝全体で取り組んでおります「とかち家族だんらんノーテレビデー」につきましても、家族団らんの重要性を再認識できたという家族の声が一定量あり、実施規模など検討を加え、継続して取り組んでまいります。

公民館については、図書室、視聴覚室、団体の利用の場として供用しておりますが、放課後の子供の居場所としても機能しており、利用者相互の理解を必要としています。将来的には、地域の子供は地域で育てる活動の拠点となるよう検討を進めてまいります。

学童保育所指導員設置事業につきましても、働く世代の社会参画などの支援のため、対象児童を、今年度、小学6年生までを対象に保育しており、現在29名が入所しております。保育所及び小学校との連携を密に行い、内容の充実を図ってまいります。

第4、文化の振興であります。

陸別町における文化芸術分野の活動は、陸別町文化祭を初め、ふるさと劇場の公演や町民文芸誌「あかえぞ」の発刊など充実しております。しかし、少子高齢化に伴う担い手不足と次世代への継承が進まない状態が続いており、人口減少という全国的な課題が最も顕著にあらわれている分野と言えます。こうした中でも、一人ひとりが生涯生きがいを実感できる環境を維持していくため、各団体と活動支援を継続してまいります。

第5、歴史の保存と継承であります。

本町の文化財につきましても、関寛斎翁を初め国史跡ユクエピラチャシ跡や町指定文化財、郷土資料など恵まれており、豊富な地域資源の一つとなっております。

今年度は、旧中斗満小学校を利用した郷土資料の展示収蔵作業が完了するため、町民見学会を企画するなど、積極的に公開し、地域の歴史を学ぶことによって未来を描く活動につながるよう努めてまいります。

関寛斎翁につきましても、関寛翁顕彰会の地道な研究や交流活動により全国的な関心が高まっていることから、陸別町が引き続き研究・交流活動の中心的な役割を果たしていけるよう関寛翁顕彰会の活動支援を継続してまいります。

また、今年度は草地整備事業に伴う試掘調査、高速道路建設に伴う確認調査など、開発に伴う埋蔵文化財の調査が本格化する年でもあります。これらは文化財保護法に従って適切に調査を進めてまいります。

第6、スポーツの振興であります。

スポーツは、全ての人が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっております。あらゆる機会や場所において、自主的かつ健康状態に応じてスポーツを行うことができるよう推進しなければなりません。当町では、社会体育団体、各種サークル、自治会など、地域の連携と交流を促進する施策を実行するとともに、スポー

ツ施設の適切な維持管理やスポーツを楽しむ機会の提供に努めてまいります。

町民スポーツレク大会は、地域の一体感や活力を醸成するものであり、陸別町が誇れる財産の一つであります。町民が一堂に会し、スポーツレクリエーションを通じて体力の増強と健康保持、親睦、融和を図ることを目的として、毎年8月に開催しております。今年度も、市街地、農村部を初め、町民皆様の参加をお願いし、第48回となる大会を開催してまいります。町内各自治会の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

スポーツを楽しむ機会の提供であります。教育委員会主催の「スポーツの集い」や各体育団体主催のソフトボール、パークゴルフ、ミニバレーなどの各種大会にも幅広く町民が参加して楽しめるよう、各協会と連携、協力を努めながら実施してまいります。

今年度もスポーツ推進委員や体育連盟、スポーツ少年団、さらには保健福祉センターとの連携を図りながら、町民全員が生涯を通じてスポーツや健康づくりに親しめるよう、その環境を構築してまいります。

また、スポーツ振興基金の果実を運用しながら、スポーツ活動における全国、全道大会出場者及び各種指導者講習会、審判員資格などの助成を継続してまいります。

第7、給食・食育であります。

給食事業は、地域の産業振興に寄与し、家庭愛をつなぎ、そして、食の大切さを学ぶ食育を推進する事業であります。子供たちが、大地の恵みに対し感謝の気持ちが育つよう万全を期してまいります。

給食につきましては、衛生管理の徹底に加え、食物アレルギーの子供への対応や食中毒、異物混入等の危機管理をマニュアル化し、安全で安心できる給食の提供を行ってまいります。また、給食の内容としては、栄養バランスを保ち、多種多様な献立を作成し、おいしく楽しい給食を提供してまいります。

食育については、「子供に対する食育」と「親、地域に対する食育」を行ってまいります。「子供に対する食育」では、食事マナー等について、給食を活用した食指導を行ってまいります。「親、地域に対する食育」では、主に給食だよりを通じて、給食及び食事についての情報提供を行ってまいります。また、地域の方々に対して、給食の試食会等の実施も検討してまいります。

第8、教育施設環境整備であります。

スポーツ施設の維持管理につきましては、夏は町民運動場、パークゴルフ場、プール、冬はスケートリンク、スキー場、また、年間を通して小中学校体育館の開放など、全ての施設において町民皆様に無料で御利用いただいておりますが、今年度も適切な維持管理と施設運営に努めてまいります。

スポーツ施設の整備につきましては、スキー場のリフト監視舎の改修が必要なため、所要の予算を計上いたしました。

教職員住宅につきましては、昨年度、教員住宅団地の計画的更新のため、基本実施設計を策定しておりますが、今年度、昭和47年に建設された1棟を解体するため、所要の予

算を計上いたしました。

第9、協働と未来についてであります。

陸別の「ふるさと教育」、「キャリア教育」、「生活体験講座」を通して、陸別町の豊かな自然環境、教育施設、産業基盤を生かした「地域教育力」を育み、陸別型の体験教育の醸成に努めてまいります。あわせて、他町村の山村留学の現状などの調査を行い、受け入れの可能性を今後検討してまいります。

これからも、家庭、学校、地域や各関係機関と連携を深め、教育行政を推進し、町民の負託に応えるよう努めてまいりたいと思います。町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 以上で、平成27年度町政執行方針及び教育行政執行方針を終わります。

執行方針にかかわる一般質問の追加は、本日午後5時までに提出してください。

11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時30分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 議案第37号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第37号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第37号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてですが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、本計画を変更し、総務大臣に提出するため議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長より説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第37号につきまして私のほうから説明をさせていただきます。

議案第37号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8

項の規定に基づき、トラリ・薫別辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更する。平成27年6月24日提出。

法律第3条第1項につきましては、この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定めることができると規定しております。

議案書2ページ、総合整備計画書をごらんください。

また、辺地の区域につきましては、議案説明書の資料ナンバー1に区画図を添付しておりますので御参照ください。

今回、計画書の変更をしようとするのは、トラリ・薫別辺地でございます。人口は58人、面積は21.6平方キロメートルで、1の辺地の状況は記載のとおりであります。辺地度点数は200点で、トラリ・薫別辺地の計画は平成26年度から平成30年度までの5年間となっております。

変更の内容につきましては、3の公共的施設の整備計画の2段目でございますが、町道陸別薫別線新恩根内橋改修事業について追加をしようとするものでございます。整備を必要とする事情としまして、本地区と市街地を結ぶ唯一の道路、橋梁であるが、本橋梁は平成3年の架設から23年が経過し、橋台の根幹部分が洗掘により不安定で危険な状態となっているため護岸工を施すというものであります。

なお、この計画につきましては、北海道知事協議につきましては、本年5月8日に書類を送付し、6月4日に異議なしの回答を受けております。また、6月11日に陸別町まちづくり推進会議においても、適当と認めるという答申を受けておりますので御報告をいたします。この計画によりまして借り入れられる辺地債、起債につきましては、償還額の8割が交付税により算定される大変有利なものとなっております。

以上で議案第37号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第37号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

**◎日程第5 議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の
策定について**

○議長（宮川 寛君） 日程第5 議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてですが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、本計画を総務大臣に提出するため議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長より説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを説明させていただきます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、トマム辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定する。平成27年6月24日提出。

法律の規定につきましては議案第37号と同様ですので、省略をさせていただきます。

議案書4ページ、総合整備計画書をごらんください。

また、辺地の区域につきましては、先ほどと同様、議案説明書、資料ナンバー1に区画図を添付しておりますので、御参照ください。

今回策定する計画書につきましては、トマム辺地であります。人口は286人、面積は56.8平方キロメートルで、辺地の概要につきましては記載のとおりとなっております。なお、辺地度点数につきましては284点となっております。

内容につきましては、3の公共的施設の整備計画にありますとおり、町道トマム原野支線弥生橋長寿命化事業を予定しております。整備を必要とする事情といたしまして、辺地内住民が利用するバス路線にかかる橋梁について、経年による損傷がひどく、床版防水工、断面補修、クラック注入などの補修が早急に必要であるというものでございます。

このトマム辺地の計画につきましては、平成22年度から平成26年度までの前期計画期間が終了いたしましたので、今回新たに、平成27年度から平成31年度までの5年間の期間で計画を策定するというものでございます。

なお、北海道知事協議につきましては、本年4月7日に書類を送付し、5月20日に異

議なしとしての回答を受けております。また、6月11日に、陸別町まちづくり推進会議においても、適当と認めるという答申を受けておりますので御報告をいたします。議案第37号と同様、この計画により借り入れのできる辺地債、起債につきましては、償還額の8割が交付税により算定される大変有利なものでございます。

以上、議案第38号の説明とさせていただき、以降、御質問によりお答えをしてみたいので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今説明を受けたのですけれども、僕の記憶では、いつだかの大雨で、あの橋桁が移動して、またもとに戻したというか、そういう経過があったような気がするのですけれども、この補修程度で、そういうようなもののダメージを克服できるのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） ただいまの御質問ですが、年度はちょっと忘れたのですけれども、大雨によって橋脚が壊れて、それで橋がVの字に折れたということで、そのときは災害復旧事業で改修しているところでございますが、今回の橋梁の長寿命化事業におきましては、平成25年に計画を策定して、その中で、上部工の床版の防水工事と、伸縮継手道路の損傷が非常に大きいということで、それを直すための工事ということで、大規模な改修だとか、新しく橋をかけかえるというところまでの損傷には至っていないという報告書に基づいて、今回、事業費を上げさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今の説明では、事実に僕の記憶ではそうだったのですけれども、課長の説明では、くの字に曲がったという実例があったという中で、いずれにしても、橋を利用する場合には、安全、安心で利用できるという関係からいくと、それほどダメージを受けた橋が単なる補修でいいのかなと。近年、各地で大水が出ているという状況の中で、トナム川も結構そういうことがあり得ると思うのですけれども、今後の大雨対策に対しても、そういうようなことで間に合うのかどうか、もう一度説明願います。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 橋梁点検の関係なのではございますけれども、平成23年、平成24年、2カ年かけて、橋に関しては調査をして、それに基づいて計画を立てているのですけれども、その23年度、24年度に調査した結果によりますと、補修で当分の間は間に合うという結果が出ております。よって、大規模に橋をかけかえるだとか、そういった、当面の危険性はないと判断しております。

先ほど、大雨の関係だったのですけれども、平成13年度の大雨によって橋脚が沈んで

Vの字に折れたと、それは当然、災害復旧で橋脚を新たに建て直して復旧して、その件に関しては問題ないというふうに感じておりますし、今後においても、この工事をする事によって、当面の間は問題ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

3 番多胡議員。

○3 番（多胡裕司君） 参考的に、この橋が何年にできて、耐用年数がどのぐらいたっているのか、それだけお知らせください。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 橋は、昭和41年にかけてかえられております。それで、先ほど言いましたけれども、橋脚の部分については、平成13年度に新しくやり直しております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第39号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

○議長（宮川 寛君） 日程第6 議案第39号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第39号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてですが、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、陸別町

過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長より説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第39号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを御説明いたします。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、平成22年9月7日議決の陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更する。平成27年6月24日提出。

この法律第6条第1項につきましては、過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めることができるようになっており、計画の変更についても準用されるということから、今回の一部変更について議会の議決を求めるものでございます。

議案説明書の資料ナンバー2をごらんください。

こちらに、今回変更する内容を記載しております。右側をごらんください。

事業名の（1）市町村道の欄に「橋りょう」を追加いたします。それから、事業内容の欄に「町道下陸別連絡線若葉橋改修事業」、事業主体の欄に「町」を新たに追加しようとするものでございます。

なお、この町道下陸別連絡線若葉橋改修事業につきましては、平成25年4月に策定した陸別町橋りょう長寿命化計画に基づく事業でありまして、若葉橋の支承部を交換しようとするものでございます。

今回の計画の変更につきましては、北海道に対しまして本年5月8日に協議をいたしまして、5月29日付で異議なしの回答を受けております。また、6月11日に、陸別町まちづくり推進会議においても、適当と認めるという答申を受けているところでございます。

この計画により借入れのできます過疎債につきましては、償還額の7割が交付税により算定される大変有利なものとなっております。

以上、雑駁ではありますが、議案第39号の説明とさせていただき、以降、御質問によりお答えをしてみたいと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第39号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

**◎日程第7 議案第40号陸別町子ども医療費の助成に関する条例
の一部を改正する条例**

○議長（宮川 寛君） 日程第7 議案第40号陸別町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第40号陸別町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例ですが、陸別町の子育て世帯の負担軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、町民課長より説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、私のほうから議案第40号陸別町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

まず、議案集の7ページをごらんください。

先に、改正条文の冒頭部分を読み上げます。

陸別町子ども医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正するであります。

ここから先につきましては、お手元の資料の新旧対照表で説明したいと存じますので、説明資料の3-1から3-3を御参照いただきたいと思います。

右側が現行で、左側が改正後の内容となっており、下線並びに強調文字で示している部分を改正するというものであります。

まず、第2条で、満15歳を満18歳とするものであります。この部分が今回の改正の主要なところでして、子ども医療費の助成対象となる子供の年齢を満15歳から満18歳に拡大するというものであります。

以降につきましては、対象年齢を満18歳とすることによる新たな条件整備と、改正に伴います条項等の整理を行うための改正となりますが、主な部分につきまして説明をいた

します。

次は、第3条を全文改正するというものであります。ここでは受給資格者を定めておりますが、まず、第1項から説明いたします。

第1項の本文につきましては、よりわかりやすくするために住所要件を先に記述しておりますが、内容に以前と変更はございません。ただし書き以下について説明を申し上げます。ここでは、受給資格者から除く者を定めております。今回、第3号と第4号を追加しております。第3号では、婚姻している子供及び事実上婚姻関係と同様の事情にある子供ということで、これは記載のとおりであります。第4号では、所得税法で規定されている扶養親族に該当しない、または該当しないと認められる子供ということですが、これは、仮に子供さんが一定の所得を得て扶養から外れた場合には受給資格者から除きますということであります。

次に、第2項について説明いたします。

第2項、前項本文の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは医療費の助成を行うことができる、これは今回追加した規定であります。

まず、一つの例を申し上げます。この特例を定めた背景につきましては、当町に高等学校がないという事情があります。当町から通学できない遠隔地へ進学する場合や、学校によっては住所の変更をしなければならぬ場合があります。そういった実態を鑑み、保護者が陸別町に住所を有し、陸別中学校を卒業した後、進学等のために陸別町から転出した子供を助成対象とすることを想定しております。

次に、第4条の2では、以前の改正で項ずれが生じておりましたので、今回修正するものであります。

次に、第11条、第12条とあわせて説明いたします。

前段の第3条で第2項を加えたことによりまして、第1項という表現の必要が生じたことによる改正であります。

なお、第12条の資格の喪失に関する規定について説明申し上げます。本文中の満15歳を満18歳とし、第3号の「子どもが死亡したとき」を第4号として、第3号に、前段で説明いたしました第3条第2項の規定、いわゆる特例の規定に該当しなくなった場合というものを追加しております。

それでは、議案集の7ページにお戻りいただきたいと思っております。

下から7行目、附則を読み上げます。

施行期日、1、この条例は平成27年8月1日から施行する。

経過措置、2、改正後の陸別町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行期日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

準備行為、3、新条例に基づく医療費の助成に係る手続、その他必要な準備行為は、この条例の施行期日前においても行うことができる。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第40号陸別町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議案第41号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第8 議案第41号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第41号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例ですが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長より説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第41号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、提案理由にあります、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため

の関係法律の整備等に関する法律というのは、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備を行うという趣旨の法律でございます。

今回の条例の一部改正につきましては、その中で、介護保険料に関する低所得者の保険料軽減の拡充が示されまして、介護保険法が改正されたことに伴うものであります。今回の法改正につきましては、所得段階の第1段階の方に対する軽減の拡充で、第1段階の保険料率というのは、保険料基準額に軽減割合を乗じて算出されておりますが、その数値が、現行0.5から、改正後は0.45ということに改正されたものであります。

議案説明書資料ナンバー4、新旧対照表で説明させていただきます。表の右側、改正後をごらんいただきながらお聞きいただければと思います。

条例第2条には、第2項と、附則、アンダーラインを引いた部分を加えています。内容としましては、先ほども申し上げましたけれども、低所得者の保険料軽減の拡充を目的としているもので、所得段階の第1段階の方、保険料率の規定、2万9,400円とあるところ、これは(1)のところを、を2万6,460円とするものであります。具体的には、対照表の改正後のところを見ていただいていると思いますが、第2条第1項には、第1号から第9号までの規定がございます。このうち、保険料基準額というのが第5号の規定になります。第1号、いわゆる第1段階の改正前につきましては、この基準に0.5を乗じて2万9,400円となっているところです。改正後につきましては、基準額に0.45を乗じることから2万6,460円となるというものであります。

参考までに、保険料基準額、第5段階の5万8,800円というのは、月額に直しますと4,900円でございます。同じく第1段階につきましては、改正前2,450円が、改正後2,205円というふうになります。

それでは、議案9ページにお戻り願います。

陸別町介護保険条例の一部を改正する条例。

陸別町介護保険条例（平成12年陸別町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

第2項、前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず2万6,460円とする。

附則。

施行期日、この条例は公布日から施行する。

経過措置、改正後の陸別町介護保険条例第2条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については適用しない。

以上で、説明を終わります。以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議の

ほどよろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今ちょっと例規集を見たのですけれども、例規集と今の改正前、この数字がちょっと違うのですけれども、差しかえしてないのかな、我々に渡っている例規集。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 本件の条例につきましては、3月に議決されておりました、例規集の差しかえについては、これから7月にデータを送って差しかわる予定になっておりますので、例規集自体は3年前の古い金額となっております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第41号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第42号平成27年度陸別町一般会計補正予算
（第2号）

◎日程第10 議案第43号平成27年度陸別町国民健康保険事業
勘定特別会計補正予算（第1号）

◎日程第11 議案第44号平成27年度陸別町国民健康保険直営
診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）

◎日程第12 議案第45号平成27年度陸別町簡易水道事業特別
会計補正予算（第1号）

◎日程第13 議案第46号平成27年度陸別町公共下水道事業特
別会計補正予算（第1号）

○議長（宮川 寛君） 日程第9 議案第42号平成27年度陸別町一般会計補正予算（第2号）から日程第13 議案第46号平成27年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第42号平成27年度陸別町一般会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,573万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,630万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第43号平成27年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,221万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第44号平成27年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ422万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,318万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第45号平成27年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,150万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,287万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第46号平成27年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,770万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,167万1,000円とするものであります。

以上、議案第42号から議案第46号まで、5件を一括提案いたします。内容については、副町長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第42号から議案第46号まで一括説明をさせていただきます。

まず、議案第42号。平成27年度陸別町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加、変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは次のページ、2ページをお開きください。

この2ページは、歳入に係る款、項の予算の補正前と補正後の金額になります。この款、項というのは議決科目でありまして、地方自治法施行規則で定められているところがあります。今回、歳入においては、9款の地方交付税から20款の町債までが今回の補正予算に歳入として入ってきております。次の項であります、9款地方交付税1項地方交付税、その項の1項地方交付税から町債の1項町債までが、今回、項として補正予算に入ってくると。それで、補正予算の中で款、項に係る金額というのは、当初の金額になっています。つまり、既定予算額というのは、当初予算の金額と、3月20日に臨時議会がありましたので、それで、その既定額というのは、その37億9,057万1,000円というのは、その補正後の金額になります。それで、今回補正額というのが、今回、各款、項それぞれ、これから説明する歳入歳出の事項別明細書に入ってくる金額の集計した額がこの補正額に入ってきます。したがって、補正後の歳入の合計、例えば9款の地方交付税でありましたら、補正後の額は21億6,065万3,000円となるということになります。したがって、この合計額が、補正額が4億5,573万7,000円、既定額と補正額を足しまして、合計で、歳入総額は42億4,630万8,000円の予算になります。これは、歳出の合計額と同額となります。

次に、3ページになります。歳出であります。これも、款、項については議決科目でありまして、地方自治法施行規則で定めているものであります。款は、1款の議会費から、次のページの教育費まで、これが今回補正予算として款に集計されています。この項、1款の議会費でありましたら、1項の議会費から、次のページの10款教育費の5項保健体育費、ここまでの補正予算が入っていると。それで、先ほど歳入で説明しませんでした、補正されなかった款、項に係る額というのは、今回、補正予算には計上しない額ということになります。これが5億5,198万4,000円で、既定額が、合計が37億9,057万1,000円と。補正額が4億5,573万7,000円で、合計42億4,630万8,000円ということで、歳入歳出同額の予算になるということになります。

それでは、これから事項別明細書について説明をしたいと思います。

まず、歳出の13ページをお開きください。

2、歳出ですが、これから説明する各科目の中で、職員給になります2節の給料、それから3節の職員手当等、4節の共済費、これは人件費でありまして、これらについては、職員の人件費相当分の補正になっております。内容とするのは、4月1日付の人事異動に伴う職員の異動、あるいは3月31日付退職と4月1日付採用者との人件費の調整、あるいは、職員手当、3節だけの補正もございしますが、それは、職員の扶養親族の異動ですとか住居手当の改正に伴う手当の補正関係でございます。

それでは、各款ごとに説明をしていきます。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費 9 節旅費です、18 万円、費用弁償 15 万円であります。これは、議会広報研修会が札幌市で開催されるということで、議会広報、委員 5 名分の費用弁償、旅費になります。それから、その下、普通旅費 3 万円、これは、議会事務局 1 人分の随行の旅費ということになります。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費……、それで、ここで言う目、1 目、それから、各節、番号ございますが、これも自治法の施行規則で決められているものであります。まず、一般管理費の 2 節給料 210 万 5,000 円の減額、3 節職員手当等で 83 万 3,000 円の減額、4 節共済費で 21 万 3,000 円の減額、これは職員の人件費に係る減額の補正予算となります。

それから、次のページ、14 ページになります。9 節旅費 121 万 6,000 円、これは特別旅費でして、この特別旅費というのは、一般的には職員の研修旅費になります。それで、この 121 万 6,000 円の内容としては、これから教育費で出てきますけれども、中学生等海外派遣事業、その職員 1 名分の旅費、それから「冒険体感 in とうきょう」の引率職員 2 名分の旅費、これが主な内容となっています。

それから、12 節の役務費、通信運搬費 9 万 2,000 円、それとその下の 13 節委託料 457 万 5,000 円ですが、説明欄にある電算用通信機器設置設定 67 万 5,000 円、これは連動するものであります。

13 節委託料の内容としては、電算システムの改修でありまして、役場の庁舎から今の保育所に無線 LAN でネットワーク化しておりますけれども、実はその無線 LAN のネットワークが不安定でして、電算処理に支障が出ているということで、今回、委託料 67 万 5,000 円で電話回線化するという内容であります。そして、上の役務費の通信運搬費 9 万 2,000 円は、その電話回線に伴う通信費ということになります。

その下、人事評価制度構築・導入業務 390 万円であります。これは、資料ナンバー 5 をお開きいただきたいと思えます。資料ナンバー 5 は、人事評価制度関係という、概要を示した資料であります。まず、1 の法律ですが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が昨年 5 月 14 日に公布されました。内容としては、地方公務員について、人事評価制度の導入等により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るということになります。それで、施行日ですが、実際にこの法律が実施されるのは平成 28 年、来年の 4 月 1 日からこの評価制度がスタートするということになります。これは法律の改正に伴いますので、全自治体が導入することが義務づけされるということになります。国家公務員はどうかといいますと、既に平成 21 年度から人事評価制度が導入されているということになります。5 の、人事評価制度構築・導入支援業務委託ですが、これが 390 万円になりますけれども、要は、人事評価に係るシステムを民間業者に委託するという内容です。業務の内容としては、まず、この人事評価に係る制度の説明会、これは委託を受けた業者が職員に対して説明をするという内容、それと、制度導入に係る検討会、

これは制度設計であります。これらについては、検討会というのは職員で構成をしていくと。次に、全ての職員に対してアンケートを実施します。それから、評価者研修会、これは一般職を含めた職員で研修をして評価者の研修をします。それから、人事評価システムの構築ということですが、具体的な内容については、自治体の判断ということになります。それから、目標設定研修会、これは職員個々が、そのシステムに自分の仕事の目標ですとか職場の改善点などを、システムの中に職員個々が入力をしていくということになります。制度試行開始研修（以後、ヘルプデスクの設置）とありますけれども、これは、自分でシステムに入れた改善点なり目標を、今度は自分でそれを入力をしていって、自分で試行を開始して、研修なり評価をみずから行うと。そして、管理職も含めて各自の評価をすることになっていきます。この人事評価に当たっての総務省の考え方としては、この下にありますけれども、人事評価は職員間の差をつける制度ではないということの一つ総務省で言っています。それともう一つは、要は職員の人づくりだということが言われています。陸別町としても、この考え方に基づいて、この制度を導入していきたいと、そのように思っているところであります。

それでは、予算書の14ページにお戻りください。

2目文書広報費11節需用費86万4,000円ですが、これは印刷製本費でありまして、今ある町勢要覧は平成20年につくったものでありまして、もう7年目になります。したがって、データも変わっている、写真も変わっているということで、今回、町勢要覧1,000部を作成して、最新のデータ、それと写真の更新をするということで、86万4,000円であります。

それから、5目財産管理費9節旅費、普通旅費9万1,000円、これは地籍調査に係る札幌での説明会がございまして、職員2人分9万1,000円です。

それから、13節委託料546万8,000円、説明欄にございますが、まず委託料として、施設設備等改修182万6,000円。内容としては、役場庁舎1階から2階、3階までございますが、窓のブラインドの更新を予定しております。これは年次計画で予定しておりまして、平成27年度、今年度については役場庁舎1階、それから、平成28年度については庁舎2階、平成29年度については庁舎3階のブラインドを更新していくということになります。

それから、車両等維持委託90万8,000円、これは執行方針にもありましたけれども、商工会からの要望もあります排雪モーターカー1台の塗装業務委託。

それから、測量試験費64万8,000円、これは、小利別集会所から国道242号線につなぐ通路、それに係る測量設計費であります。資料はナンバー7にございます。これは、後ほどまた工事請負費で出てきますので、そこで説明をさせていただきたいと思いません。

それから、次のページになります、福祉館等整備で208万6,000円、これは二つの施設の改修がございまして、一つはトナム交流センターの外壁のコーキングですとか基

礎部分のモルタルの塗装、これが93万円であります。それから、二つ目の施設としては、今、森林組合が使っている事務所がございますが、実はあれは、もともとは郵便局の建物でありまして、昭和40年12月に郵便局として建設されて、平成6年9月に町が取得をしました。そして、次の年、平成7年4月に森林組合に貸し付けをして今に至っておりますけれども、実は古い建物でして、集合煙突が三つございます、そのうち、現在は、三つのうち二つは使っていない状態です。1個使っている集合煙突も、雨漏りがしたり、そういったことがございますので、まず、集合煙突三つのうちの使っていない二つを、集合煙突を撤去するという内容が一つ。それから、今使っている集合煙突の雨漏りの補修ですとか、そういったことで115万6,000円となります。

それから、15節の工事請負費3,811万4,000円ですが、公園施設整備2,376万円。これは、資料ナンバー6をごらんいただきたいと思います。これは、ふるさと銀河線りくべつ鉄道車両整備場ということですが、これも商工会からの要望になります。この凶面の真ん中辺に太く囲ったところがございますが、これが今ある車両庫になります。左側のほうは、跨線橋がある場所になります。元町と駅との通路もこの横に通っています。真ん中の四角で囲ったところを、まず撤去をしまして、そして、この真ん中から太い線の上のほうに二本線で囲っているところがございますが、これを造成するということになります。幅が今は5メートル40ですけども、10メートルの幅にして、長さも24メートルの長さにするということになります。ここのピット、真ん中辺に二本線が二つありますが、これはピットになりまして、下から入って行って、上に、列車のちょうど真下になりますから、その下から車両を整備するという内容になります。それで、この四角、濃いところが四つございますが、これは、大型のジャッキを設置しまして、列車を両側から持ち上げると、そして下から整備するという整備庫であります。

次に、歩行者用通路工事、資料ナンバー7を開いてください。資料ナンバー7は、小利別地区の歩道設置ということで、通路になりますけれども、これも地域からの要望でございます。現在、小利別集会所から国道242号線側のほうは、地面からの通路になっていまして、砂利しか敷いていないと。そうすると、冬場は雪が多くて使えない状況になっています。それで、今回、小利別集会所側から国道側に、長さ40メートル、幅で3メートル、片側50センチずつ、落下防止用の手すりをつけるということで、最大幅4メートルとなります。それで、地面からの高さ、通路は、大体高さは1メートル20センチから1メートル30センチの高さで、先ほど手すりをつけると言いましたけれども、これは三段式の手すりをつけるということで、お年寄りから子供までが手すりを使って安全に渡れるというものであります。それで、開発建設部と今協議をしております、開発建設部からは、まず、バス停、その移設に伴う歩道の整備と、それから、バス停を置く場所の盛り土をしてもらうと、今、開発とのそういう確認もとれています。あわせて、これから現場を含めて設計費も出てきますけれども、バスタッチですとか、路肩を広げたりして、車をとめるスペースとか、そういったものについては、今後、開発との協議になりますし、現場

確認も出てくるということです。今は、あくまでもバス停移動設置に伴う歩道の拡幅とバス停設置の盛り土を必ず開発でやってもらおうと、そういったことで、町の負担が少しは落ちると、そういう内容になっています。

それでは予算書に戻っていただいて、今の歩行者用通路工事が1,268万円でありませう。

それから、19節負担金補助及び交付金5万円、下水道受益者分担金ですが、これは、診療所の下にあります旧医師住宅を改築しまして、単身者用と世帯用に改修したわけですが、その単身者用の下水道の分担金2年分5万円です。

それから、25節積立金1億2,188万7,000円、これは説明欄のとおり、ふるさと整備基金積立金、これは寄附3件30万円、これは歳入にも出てきます。それから、いきいき産業支援基金積立金1億1,010万6,000円、これも歳入に出てきますけれども、まず一つは、農協への優先出資の消却に伴う返還金1億円、それから、それにかかわる配当金80万円、それから、優良家畜導入資金繰上償還分930万6,000円があります。それから、町有林整備基金積立金1,148万1,000円、これも歳入に出てきますけれども、小利別鉄道用地内の町有林の立木補償費、これが120万7,000円、それから、森林国営保険1,027万4,000円となっております。

6目町有林野管理費19節負担金補助及び交付金16万5,000円、森林認証取得負担金であります。まず、資料ナンバー8-2をお開きいただきたいと思ひます。

資料ナンバー8-2は、森林認証制度とはということで、制度の仕組みをここに書いてございます。ここに書いてあるとおり、行政や企業ではない第三者機関が、一定の基準のもと、森林を調査し、適切な森林管理が行われている森林であることを評価・認証し、その森林から生産された木材、林産物に対し認証マークをつけることによって、持続可能な森林の利用と保護を図ろうとする制度で、希少な動植物の保護や、大規模な伐採、乱伐の抑制による環境保護など、アメリカやヨーロッパでは先進的に取り組まれているということでありませう。FM認証、これは日本語で言えば森林管理認証であります。森林を対象とした認証制度で、森林管理が環境に配慮し、社会的利益にかなない、持続的な経営が可能かを審査すると。取得予定SGEC、これはエスジェックと言ひませう。これはつまりどういうことかというところ、SGECは一般社団法人緑の循環認証会議のことでありませうして、この一般社団法人緑の循環認証会議の認証を受けるという内容であります。これから説明する森林管理認証、FM認証ですが、これについては、とちかち森林認証協議会が取得をするということになります。このとちかち森林認証協議会というものは、これから資料ナンバー8-1で説明しますが、十勝管内17市町村が入っておりませうして、十勝管内全森林組合、12の森林組合、それと20の個人、法人の大規模所有者が入っておりませう。そこがFM認証、森林管理認証を取得するということになります。それから、このSGEC、つまり、これはどういうことかといひませうと、世界的に推奨されている持続可能な森林管理の考え方をもとにして、日本の現状に合わせた基準をつくと、これは七つの基準をもと

に評価をするということでもあります。それから、C o C 認証、これは森林組合が取得するものでして、C o C というのは、認証生産物、つまり、認証材ということになります、これは、製造、加工、流通における経営組織の認証制度で、これらの工程で非認証材との混在を避ける、つまり、適正な認証材の販売になっていくと。ひいては、これが十勝ブランドの認証材になっていくということになります。

それでは、資料ナンバー 8-1 に戻ります。経緯はここに書いてあるとおりでありまして、下から 2 行目に、とかち森林認証協議会がことしの 5 月 26 日に設立をしております。そして、今年度中に取得をするということになります。目的は、ここに記載のとおり、伐採後の再生林、計画的な造林事業実施と事業量の確保が行われる、ブランド化、安心・安全な製品としての付加価値が向上して需要が高まるということで、協議会の加入状況ですが、先ほど言いましたように、十勝管内では 17 市町村、清水と本別を除く 17 市町村であります。森林組合は、十勝管内全ての森林組合。山林所有者は、先ほど言いました個人、法人の大規模所有者で、構成としては 49 団体。それから、面積ですが、ここに記載の十勝管内全体の面積が中段の面積、その下が陸別町の面積、内数ですが、町有林では 1,834.01 ヘクタール、森林組合では 6,283.61 ヘクタール、山林所有者においては 266.21 ヘクタールで、陸別合計で 8,383.82 ヘクタールとなります。それで、4 の負担金ですが、16 万 4,500 円とあります。この算出方法は、ここに書いてあるとおり、均等割、面積割、山林割となっています。それで、加入者の負担金というのが、この下の 3 行目にございますが、488 万 7,800 円、これは 49 団体で負担するということになります。ちなみに、国の補助金も、335 万 3,000 円が、このとかち森林認証協議会にお金が入ってくるということになります。

それで、追加資料がお手元にあるかと思えます。追加資料の 1 をお開きいただきたいと思えます。今、8-1、8-2 で説明した認証のイメージ図です。S G E C 森林認証のイメージ、先ほど言いました一般社団法人緑の循環協議会、これが認証機関になります。この一番下に、とかち森林認証協議会、事務局は十勝大雪森林組合でございますが、陸別町ほか 16 市町村、管内全森林組合、大規模所有者 20 が、とかち森林認証協議会として、まず、S G E C 森林認証機関、これが第三者機関と言われるものです。ここに認証申請をして、その第三者機関は認証書の交付をとかち森林認証協議会に出すと。それで、その第三者機関は緑の循環協議会の認証管理委員会に認証結果の報告をして、評議員会、そして総会、理事会ということになります。その段階で、意見具申として認証スキームをこの第三者機関に明示しまして、緑の循環協議会の総会、理事会で承認を受けて、森林認証と認証 C o C の公示をして、とかち森林認証協議会がその認証を取得するという図面となります。それで、森林認証取得後のメリットとしては、ここに記載のとおり、再生林による森林資源の循環、適正な森林管理による保育事業が推進、実行されること。違法伐採された木材を含まず、安心して購入できる木材として提供できる。環境に配慮し生産された木材のため、企業イメージの向上から需要の拡大が見込まれる。十勝ブランドとしての付加価値

値の向上が見込まれるという内容になります。

それでは、予算書15ページにお戻りください。

7目企画費になります。11節需用費267万5,000円ですが、資料ナンバー9-1をお開きください。これは陸別町定住促進住宅位置図ということでして、実は旭町にある森林管理署のアパート2棟8戸ですが、これは旧営林署の社宅、官舎になりますけれども、実はここを、町として、ことしの5月1日から世帯向けの定住者用の住宅として森林管理署から借りることになりました。理由としては、家族で陸別に、例えば農業、あるいは林業につきたくても、住宅がないという陸別町の現状、公営住宅しかないという現状がございまして、それで、あいているこの4戸について、何とか貸してほしいということ、昨年から国の「まち・ひと・しごと創生本部」を通して、いろいろと林野庁に働きかけをしていただいて、やっと借りれるようになりました。それが、5月1日から町と森林管理署で賃貸契約を結んで借りれるようになりました。4戸です。それで、A-1、A-2、B-1、B-2、これが今あいている部屋でございます。白いところは、今も森林管理署の方が4戸入っております。このあいているところを修繕しようという内容でありまして、実はこの建物、昭和57年に建てられて、もう既に33年を経過しています。当時から、旧営林署時代、今の森林管理署になってからも、入居者の要望もあつたでしょうけれども、必要最低限の改修しかしていないということがありまして、特に今借りるところも、空き家になって2年なり3年経過しているということで、水回りが大分ひどいということもございまして。それと、住宅内の内装もひどいということで、この4戸分の修繕料があります。それで、町は、入る方からは月3万円をいただくと。森林管理署には1戸当たり月1万3,000円で借りるということで、これも3月議会でお話をして、当時は予算を議決をしていただいているところでもあります。つまり、3万円と1万3,000円の差、1万7,000円については、この住宅の維持管理費に充てていこうという、町としての考え方もありましたけれども、いかんせん、1世帯がもう既にB-1のところに、家族で既に移住してきて入っている方がいらっしゃいます。その方については必要最低限の修繕をして入っていただいておりますけれども、ここの住宅についても、今後、水回りとかの修繕が必要になってくるということになります。

次のページが1戸当たりの図面でありまして、3LDKの部屋になります。したがって、町としても、これだけの広い部屋ですから、単身者ではなく家族世帯の定住者、移住者に対する、町内に仕事で来ていただいて住むところの確保ということで、世帯向けの住宅として確保しているということで御理解をいただきたいと思っております。

それでは、予算書15ページに戻ります。

19節負担金補助及び交付金3,915万円、町づくり推進事業は305万円ですが、これは空き家解体3戸分105万円と町づくり補助金の200万円、合わせて305万円です。それから、民間活用住宅建設事業3,560万円、現在お話をいただいているのは、単身者用で12戸、世帯用で4戸のお話がございまして。単身者12戸分の230万

円、世帯用4戸分の400万円、合わせて3,560万円の計上となります。それから、次のページ、16ページ。太陽光発電設置事業、これは1件分50万円であります。

それから、11目交流センター管理費15節工事請負費1,508万2,000円、これは施設設備改修ということで、交流センターの屋根などの塗装工事であります。雨漏りがひどいということと、さびも出てきているということと、塗装も剥がれていると。これは平成5年にできた建物でありまして、もう既に22年が経過しております。そういったことでの改修工事1,508万2,000円。

12目銀河の森管理費3節職員手当等24万5,000円、4節共済費3,000円。これは職員人件費に係る補正。

2款総務費2項徴税費1目税務総務費2節給料247万4,000円、3節職員手当等191万7,000円、次のページの4節共済費64万8,000円は、職員の人件費に係る補正となります。

それから、次に、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費12節役務費5万1,000円、これは郵便料となります。実は、総務省の指導によりまして、町内の集合住宅、民間アパートですとか公営住宅などがございしますが、今の住民基本台帳は住所だけでございまして、国からの指導は、アパート名ですとか部屋の番号ですとか、そういったものも住民票に入れなさいと、そういう指導もございしますので、今回、その事務に要する郵便料310件分ですけれども、郵便料を5万1,000円計上しております。

それから、18ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費2節給料300万2,000円、3節職員手当等224万6,000円、4節共済費62万円、これについては職員人件費であります。なお、時間外勤務手当46万5,000円の中には、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の事務9万円を含んでおります。

7節賃金8万8,000円。

11節需用費26万円。

次のページの12節役務費20万円。

13節委託料184万5,000円は、防犯灯の新設と撤去でありまして、これは防犯灯のLED化であります。新町1区の21基、21灯分のLEDの委託料。

それから、14節使用料及び賃借料13万円。

19節負担金補助及び交付金の451万2,000円。

それから、20節扶助費61万5,000円については、資料ナンバー10-1を開いてください。

資料ナンバー10-1は臨時福祉給付金概要であります。これは平成26年度も実施しております。趣旨は、ここに記載のとおりであります。実施主体は自治体、市町村ですから陸別町。これは、経費に対する国の補助金は100分の100であります。支給対象者は、基準日に住民基本台帳に記録されている市町村民税が課税されていない者から以下の者を除いた者とする、非課税世帯であります。課税されている者の扶養者、それから生活

保護世帯の被保護者は対象外ということであり、支給額ですが、消費税が5%から8%に上がったことに伴う低所得者世帯の食料品支出額の消費税アップ分について、支出額の増加分を参考として、1人につき6,000円を支給するという内容であります。ちなみに、先ほど平成26年度も実施したと言いましたけれども、平成26年度においては1人1万円、それに加算として、老齢基礎年金受給者については、去年は5,000円を加算しております。基準日は1月1日現在で、予算の内訳としては、ここに記載のとおり、一般職手当2人分で平成27年度の見込みとして6万円、それから、賃金で、10日分で5万8,100円、需用費で消耗品費で10万円、印刷製本費で10万円、チラシ等印刷、それから役務費で郵便料10万円、振込手数料6万円、これは口座振込です、それから、使用料及び賃借料で複写機使用料10万円、19節負担金補助及び交付金で、システム開発費で16万2,000円で、これは北海道自治体情報システム協議会の負担金、それから、臨時特例給付金360万円、6,000円の600件。合わせて434万100円となります。ちなみに、平成26年度の実績として、ここに記載のとおりであります。支給については、10月以降を予定しております。

次のページ、10-2になります。10-2は、子育て世帯臨時特例給付金の概要であります。これも昨年度も実施されております。昨年度は1万円支給されております。趣旨はここに記載のとおりで、実施主体は市町村と。対象者は、ことしの6月分の児童手当の受給者要件を満たす者。対象児童は、支給対象者の6月分の児童手当の対象となる児童。基準日は5月31日です。支給額については、1人3,000円、平成26年度においては1万円でありましたけれども、3,000円であります。これも、全額、国庫負担となります。予算の見込みについても、先ほどと同じように、一般職手当で3万円、2名分。それから、賃金で、5日分で2万9,050円、需用費で、消耗品で3万円、印刷製本費で3万円、12節役務費で郵便料2万円、振込手数料が2万円、使用料及び賃借料、複写機使用料が3万円、子育て世帯臨時特例給付金が75万円、3,000円の250件分です。事業費としては93万9,050円となります。

今合わせた、例えば一般職の時間外勤務手当でいけば、臨時福祉給付金と合わせて9万円、それから賃金で8万8,000円、需用費で消耗品で13万円、印刷製本費で13万円、郵便料で12万円、振込手数料で8万円、複写機使用料では13万円、システム開発費では16万2,000円、臨時特例給付金360万円と75万円合わせて435万円となります。それが、今、社会福祉総務費で説明しました、7節賃金から18ページの19節までの予算の説明となります。

予算書19ページにお戻りください。

20節扶助費ですが、医療扶助費61万5,000円ですが、これは、先ほど、条例、子ども医療費の拡大で議決を受けました18歳までの拡大にかかわる医療費分61万5,000円です。60人が対象となります。

2目老人福祉費8節報償費、謝礼金で2万円の減額。

13節委託料で17万円の追加。20ページになりますが、成年後見制度法人後見支援事業17万円であります。これについては、資料ナンバー11をお開きください。これは市民後見人推進事業ということで、当初予算でも見ておりましたが、その当初予算の組み替えとなります。事業内容としては、フォローアップ研修を2回実施するというのと、事例発表も講師を招いて行くと。後見実施機関検討会、これも2回予定をしております。予算ですが、今回、歳入ですが、当初予算では18万9,000円を見ておりました。今回、歳入で7万5,000円の補正を計上しまして、歳入としては26万4,000円、これは国の補助金、歳出、事業費の2分の1が補助されるということになります。歳出、見直し後の全体事業費は52万8,000円ですけれども、当初予算では37万8,000円でした。今回、歳出で15万円の追加補正としております。委託料で48万円、これは先ほど説明しました17万円の増、当初予算では31万円でありました。今回、市民後見人に対するフォローアップ研修、これを、当初予算では二コマでしたが、3コマ、1コマをふやして弁護士分がふえたと。それから、報償費1万6,000円、これは、当初予算では3万6,000円でした。これが今回2万円を減額すると。役務費はそのままで。したがって、歳出では17万円の増と2万円の減額ですので、15万円の補正予算となります。これが市民後見人推進事業となります。

予算書の20ページにお戻りください。

19節負担金補助及び交付金75万円、デイサービス運営事業ですが、デイサービスとしらかば苑との間にウッドデッキがございますが、実は、これがもう大分傷んでいまして、腐っていたりですね、非常に危ないものですから、これを改修するというので75万円を見ております。

それから、3款民生費2項児童福祉費2目児童福祉施設費2節給料36万2,000円の減額、3節職員手当等55万6,000円の減額、4節共済費14万1,000円の減額は、職員人件費105万9,000円の減額となります。

それから、次のページ、7節賃金、臨時保育士賃金4,000円、8節報償費15万円、講師謝礼15万円です。これは実は、賃金4,000円と報償費15万円については、町の単独事業として、子ども子育て支援事業の一環として、子育て支援のための講演会を開催する予定にしております。その講師謝礼が15万円、臨時保育士、これは講演会のときの託児所の賃金ということになりますけれども、臨時保育士の賃金4,000円となります。

それから、18節備品購入費、管理用備品10万8,000円ですが、これは超音波式の噴霧器でして、平成20年に6台購入しておりますけれども、実は全部いかれていまして、いかれているというよりは故障しがちなものですから、平成26年12月に2台更新しまして、今回、残りの4台分を更新をしたいということで10万8,000円を計上しております。

それから、20節の扶助費34万4,000円、これは保育ママの利用助成でありまし

て、当初予算では、保育ママ4名、93万円を見ておりましたが、見直しによって6人が見込まれると、2人ふえるということで、34万4,000円の追加の補正となります。

それから、3款民生費3項国民年金費1目国民年金事務取扱費3節職員手当等16万7,000円の減額、4節共済費5,000円の減額、これは職員人件費の減額となります。

それから、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費2節給料115万4,000円の減額、3節職員手当等121万8,000円の減額、4節共済費は12万5,000円の追加、これも職員人件費の減額となります。

それから、23節償還金利子及び割引料5万円、国庫補助金等返還金ですが、これは、平成26年度分の未熟児養育医療費の補助金の返還であります。対象者がなかったということで、平成27年度において平成26年度分の補助金5万円を国に返還するという内容になります。

それから、2目保健衛生施設費15節工事請負費118万8,000円、保健センター改修ですが、これは、保健センターの事務室の照明をLED化する工事であります。実は今の事務室の照明と机の配置が、全然並びが違いまして、事務室が大分暗い状態もございまして、それで、今回ここに合わせて机の配置に照明もLED化をしながら机に並べていくという工事であります、118万8,000円。

それから、18節備品購入費4万9,000円は管理用備品でして、これは保健センターのトレーニング室の掃除機の更新になります。平成16年度に購入して、もう部品がないということで、利用に支障を来していますので、今回、掃除機を更新するという内容であります。

3目予防費20節扶助費31万6,000円、妊婦健診交通費助成であります。資料ナンバー12をお開きください。

資料ナンバー12は、陸別町妊婦健康診査交通費助成概要説明資料であります。対象者は、陸別町に住所を有し、妊娠の届け出があり、産婦人科医療等で定期健康診査を受けた者、助成額は、1回の受診につき2,000円を支給、最大14回、ただし、バスを利用して定期健康診査を受診して、町からバス利用助成を受けた回数分は除きます。申請は、母子健康手帳を提示して、陸別町妊婦健康診査交通費助成交付申請書を保健福祉センターに提出。申請の期間は、最終の定期健康診査を受けた日の翌日から起算して6カ月以内とする。助成金の決定は、申請を受けて内容を審査して、助成の決定通知書を交付することとなります。助成額は、定期健康診査受診回数分に1回当たり2,000円を乗じた額を口座に振り込み。最大14回ですから、1人当たり2万8,000円の交通費助成となります。保健福祉センターでは、台帳を整備します。適用については、4月1日にさかのぼって適用するというようにしております。受診者数は、現在8名の方が受診中でありまして、今後の見込みも含めて12名分を計上しております。31万6,000円であ

ります。

それでは、予算書22ページにお戻りください。

4目環境衛生費18節備品購入費12万5,000円、管理用備品ですが、実は平成16年7月に購入した野犬掃討用の捕獲器が壊れていまして、野犬の捕獲に支障を来しているということで、今回1台を野犬掃討用として購入したいということでございます。1台12万5,000円。

それから、5目診療所費28節繰出金3,977万4,000円の減額、これは国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰出金の減額となります。

23ページ、4款衛生費3項水道費2目水道費28節繰出金1,192万2,000円の追加補正、これは簡易水道事業特別会計への繰出金となります。

5款労働費1項労働諸費2目緊急雇用対策費11節需用費52万9,000円、内訳はここに記載のとおり、消耗品費15万円、燃料費37万9,000円。

それから、12節役務費23万8,000円、これは通信運搬費、13節委託料2,186万8,000円、14節使用料及び賃借料、作業用機械借上料が74万3,000円、16節原材料費、施設管理材料費が50万円、合わせて2,387万8,000円ですが、これは平成21年度からスタートした緊急雇用対策事業でして、これは町の単独事業です。つまり、建設業、建築業、それから林業関係者、そういった短期雇用者の方々ですとか季節雇用の方、その人たちの雇用確保を図るということで、冬場の仕事、あるいは、4月、5月の仕事のつなぎ、そのときに、今までは、平成26年度は1人25日だったのですが、平成27年度から1人30日に制度改正をして雇用の安定化を図るということで、町単独でこの事業を実施しております。そういうことによって、町内の建設業、建築業、林業関係の短期雇用者の安定的な雇用対策につながるということと、各事業体の健全な事業の確保ですとか経営に寄与するということになります。

それから、3目雇用再生対策費19節負担金補助及び交付金630万円、これは事業者雇用促進支援でありまして、これは平成26年度から事業をスタートしております。内容とすれば、町外から従業員を雇用しましたと、期限の定めのない人を雇用しましたと、そうした場合、あるいは、町内の人を雇用しました、つまり、1年間雇用するというのではなくて、期限の定めのない従業員にするということ、つまり、ある面では正規職員化という言葉を使いますけれども、そういう方々を雇用した場合、あるいは、町内町外から非正規だった人を正規の従業員として雇用する場合、そういった場合に、月の給料、7万円を上限にしまして1年間分、1人当たり84万円を、給料の助成をするという内容であります。ちなみに、平成26年度は、事業費としては1,547万4,000円ほどの、これも町の単費事業ですけれども、実績がでございます。平成26年度では23人の方が従業員として町内で雇用されたり、非正規から正規職員化して雇用されていると。内訳としては、平成26年度は道外から6名来ております、道内から7名、そして、地元町内で10名と。事業職種も、農業、林業、福祉関係、あと建設業、そういう分野で雇用が生まれて

いるということでありまして。したがって、これは地方創生絡みもございまして、今回630万円、10名分で7月から9カ月分、7万円で見えておりますけれども、それで630万円です。繰越明許費でもう既に1,008万円ほど、平成26年度を平成27年度に繰り越してこの事業をするということで予算を見ています。だから、繰越明許費を合わせますと、1,008万円と630万円ですから、1,638万円この地元雇用促進事業に予算がありますよと、そういう意味になります。

○議長（宮川 寛君） 午後2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時20分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、24ページからです。6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費3節職員手当等8,000円、これは職員人件費です。

それから、2目農業総務費3節職員手当等5万9,000円の減額、これも職員人件費であります。

4目畜産業費19節負担金補助及び交付金230万5,000円、畜産クラスター事業であります。

資料ナンバー13をお開きください。畜産クラスター事業バイオマス利活用推進事業補助金でありまして、事業概要は、陸別町内におけるバイオマスエネルギーの利活用の調査事業に係る補助金、事業主体は、陸別町酪農・畜産クラスター協議会。事業内容ですけれども、調査委託、まず、農家アンケートの実施と取りまとめ、家畜排せつ物、生ごみ、エゾ鹿残渣などの利用モデル作成、導入の効果、導入の課題整理、先進事例の調査、利用モデルの作成、先進技術調査、バイオマス関連先進技術調査、生産物流通可能性調査、バイオガス製品調査と報告書の作成となります。あと、先進地視察の旅費ですとか、成果品などの印刷。事業期間としては平成27年度内です。事業の計画概要ということの予算の内容ですけれども、まず、歳入としては、町の補助金が200万円、負担金250万円、JA陸別町負担金になっておりますが、このうち200万円については、JA信連から陸別農協にまず助成が行きまして、陸別農協からクラスターのほうに負担金として支払うと。JA信連のJAバンク再生可能エネルギー地域内連携促進事業助成金として200万円が入ります。それから、農協として単独で50万円の負担、合わせて450万円の歳入。歳出については、まず、先進地視察等で35万円の旅費、需用費として消耗品で5万円、印刷製本費で10万円、合わせて需用費で15万円、委託料が400万円、450万円の歳出合計となります。

それでは、次に資料ナンバー14、次のページをお開きください。これは牛ウイルス性下痢・粘膜病の検査です。目的として、ここに書いてあるとおり、陸別町内及び公共牧場入牧牛の本疾病の検査により、持続感染牛、略してPI牛の摘発・淘汰を行うと。これに

よって、流産、死産の減少、下痢・呼吸器病の蔓延防止、新たな持続感染牛の出生防止を図ることを目的とする。この持続感染牛と正常牛との区別がつかず、生涯にわたりウイルスを多量に排出することから、清浄化に向けて検査体制の構築が不可欠であると。生産者の意識を向上させて、積極的に検査を行う体制を構築することで、生産性と収益性の向上が期待できるということです。検査方法としては、今年度、公共牧場入牧牛を対象に血液検査、ミルクローリー牛乳の検査による農場の特定、農場庭先での血液検査ということで、まず、検査料金ですけれども、補正前、つまり、これは当初予算のときですが、血液検査、ここに検査料200円で、技術料、1頭当たり670円、合わせて870円の費用がかかると。頭数が5,000頭で435万円。牛乳については、検査料が2,850円で、件数が100件で28万5,000円。合わせて463万5,000円の事業費でしたが、補正後において、この血液検査のほうの技術料、補正前の670円が440円に230円下がりました。したがって、1頭当たりの血液検査が870円から640円に下がったことによって、事業費としては348万5,000円に減額となっております。つまり、補正前から見ると115万円の減額であります。負担金ですけれども、補正前、つまり、当初予算のときは、国の補助金が240万円見込まれるということで予算を見ていました。したがって、その残った分74万5,000円ずつを陸別町とJAと生産者、つまり、3分の1ずつを負担するということが予算を見ておりましたけれども、実は国の補助金が不採択になりまして、その分金額が、補助金が減った分、町、JA、生産者の負担がふえるということになります。しかし、事業費も348万5,000円ということで115万円ほど落ちておりますので、当初74万5,000円と見ておりましたけれども、残った分の3分の1程度を追加して負担をします。そういったことで、陸別町、農協については74万5,000円から105万円、つまり、30万5,000円ずつふえるということになります。生産者については、残った分で、110万円で35万5,000円ということになります。これらについては、もう既に、農協、生産者についても了解を得ているということで、先ほどのバイオマス利活用の補助金200万円と合わせまして、予算書24ページにありますクラスター事業、これについては、陸別町は、今言った200万円と30万5,000円を足して、230万5,000円のクラスター協議会への補助金となります。

それから、6目営農用水管理費13節委託料350万円、基礎調査ですが、実は上陸別地区の営農用水の管路がもう30年を経過しておりまして、老朽化が著しい状態であります。昨年も本管が破裂して漏水を起こして復旧工事をしたわけですが、北海道との協議の中で、平成29年度からの5年間での工事の事業採択に向けまして、基本調査を実施するということが、その予算350万円を見ております。

それから、2項林業費1目林業振興費19節負担金補助及び交付金617万円、補助金ですが、民有林造林促進事業になります。これも町単独の補助事業であります。資料ナンバー15をお開きください。資料ナンバー15は平成27年度の陸別町民有林造林促進事

業補助金でありまして、先ほど言いましたように、これは町の単独事業であります。左側の現行というのが当初予算で計上している部分。今回、林業会、森林組合からの要望でございませけれども、この制度について見直しをかけてほしいということがございました。この表の下に丸印が三つございます。一つは、陸別町民有林造林促進事業補助金規則改正についてということで、適期間伐の推進と森林所有者の負担軽減及び林業従事者の労働条件改善及び人材確保のために、間伐事業について改正をするということ。間伐は、森林の生長や将来の収穫に大きく影響する事業であるため、適期の除伐及び間伐の実施を推進するために、間伐の区分を細分化しました。より以上に経費がかかり、所有者負担が増す除伐・保育間伐（切捨）、間伐（初回搬出有）、未利用間伐材利用促進を新設して、所有者の負担軽減を図るということでありまして。なお、通常の間伐は現行どおり据え置きとすることで、端的にいきますと、1ヘクタール当たりの事業費が、労務単価の改正に伴って、人件費、それから経費等が増加すると。それで、あわせて北海道の補助金も平成27年度から落ちてきています。したがって、そうすると、経費が、事業費が伸びるとするのは、今言った人件費、諸経費が伸びて、補助金が減って、民造の補助金が1万円だったら、事業者の負担が、所有者の負担がふえるということになります。したがって、それを軽減することによって、そこに働く人たちのある程度の雇用対策、確保につなげるというねらいもございませ。そういったことで、この表の上になりますけれども、現行、間伐で、240ヘクタールで補助金単価1万円だったものが、今度右側にいきますと改正案ということで、間伐、面積も若干変わりますけれども、継続で、単価は、通常の間伐は据え置きで1万円と。その下の新規が三つございませ。除伐・保育間伐（切捨）、これは新規として規則の中に盛り込む制度にしていませけれども、ヘクタール当たり2万2,000円、普通の間伐から見ると1万2,000円単価を上げるということ。それから、その下の間伐（初回搬出有）、これも新規ですけれども、3万5,000円、これも据え置けば1万円ですが、今回3万5,000円、2万5,000円の単価アップを見ております。その下、未利用間伐材利用促進、これも2万2,000円、これも1万2,000円増と単価を改正してしております。したがって、事業面積も440ヘクタールから600ヘクタールと、160ヘクタール、全体では伸びておりますが、当初の補助金710万円から、この単価の改正によりまして、合わせて面積の見直しを入れまして、1,390万円の補助金ということになります。補助金を、総額で599万円の追加の補正をしたいということであります。それと、その下に事務費取扱補助金とございませ。これは補助率は3%で変わりませ。したがって、事業費がふえた分、補助金もふえるということで、17万9,700円ほどふえております。それで、合わせた金額が617万円となります。

予算書の24ページに戻っていただいて、次に2目狩猟費7節賃金72万円、これは12月に実施する有害鳥獣被害防止実施隊ということで、鹿駆除に係る賃金で10人の8回分であります。

それから、25ページ、3目林道新設改良費、これは資料ナンバー16を見ていただき

たいと思います。資料ナンバー16は林業専用道上勲祢別本苦務線の開設予定ということで、箇所図が載っています。上のほうに、町道ポントマム第2中央幹線、下のほうに林道弥生勲祢別線、この林道を幹線林道として、そこをつなぐ林業専用道上勲祢別本苦務線を開設したいということでもあります。総延長は3,000メートルで、平成28年度に1,000メートル、平成29年度に1,000メートル、平成30年度に1,000メートルということで、3年計画で工事を実施していきたいということでもあります。林業専用道というのは、路面は砂利でして、一般の林道は舗装になっておりますけれども、これは砂利道で、幅員が3メートルで、路肩50センチずつの4メートルの林道ということになっております。

予算書の25ページに戻っていただいて、この測量設計、まず全体計画、平成28年度から平成30年度までの全体計画の作成で470万円、それから、平成28年度分の1,000メートルの測量設計、これが580万円、合わせて1,050万円の予算となります。

それから、7款商工費1項商工費1目商工費3節職員手当等で46万円、4節共済費で6,000円、これは職員人件費の増。

それから、2目商工振興費19節負担金補助及び交付金306万円。まず、補助金で商工振興事業6万円、これは、十勝シーニックバイウェイ、十勝平野山麓ルートのマップの作成に係る商工会への補助金6万円です。それから、次のページになります。26ページ、日産自動車の購入助成事業300万円、これも商工会からの要望に基づく予算計上となっております。

それから、3目観光費であります、13節委託料5万円、施設設備等整備5万円。それから、18節備品購入費で67万円、管理用備品であります。これは物産館の冷凍庫1台を今回購入したいということで、その冷凍庫が67万円、1台です。それに付随する電気関係の設備の委託料が5万円となります。

それから、4目公園費13節委託料10万3,000円、施設等維持補修10万3,000円は、イベント広場の屋外に投光器3基を増設するという委託料であります。それから、15節工事請負費22万2,000円、施設設備改修であります、これはイベントセンターの高圧受電ケーブルの敷設がえ工事となります。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費11節需用費、燃料費103万1,000円。

12節役務費6万5,000円、手数料で車両検査等6,000円、自動車損害保険5万9,000円。

それから、18節備品購入費で1,944万円、公用車ですが、これについては資料ナンバー17をお開きいただきたいと思います。資料ナンバー17は、公用車（除雪ドーザ）購入事業であります。先ほど町長の執行方針でありましたけれども、除雪の業者1社、ショベル所有業者が今回撤退するというので、除雪に支障を来すということで、今

回、町単費でありますけれども、この除雪ドーザを購入して、冬期間の除雪に対応したいということでもあります。あわせて、夏場の町道などの維持管理にも使用していくということになります。

予算書に戻っていただきまして、27ページですが、委託料の中で、測量試験費750万円、これは資料ナンバー18をお開きいただきたいと思います。用地確定測量／測量設計／道路整備事業箇所図ということで、まず、町道殖産4号線440メートルは、これは工事となります。それから、用地確定測量、これについては、下の町道下トラリ線800メートルの測量試験費、用地確定測量、それから、測量設計、これは町道新町5号通り設計委託180メートルになります。

それから、予算書に戻っていただきまして、27ページですが、2目道路維持費13節委託料55万1,000円、砂箱設置です。砂箱を町内4カ所に設置するものであります。

それから、4目道路新設改良費13節委託料637万円、測量試験費637万円、これは、今、資料ナンバー18でありました町道新町5号通りの測量180メートルの委託料になります。

それから、15節工事請負費、まず道路改良工事6,490万8,000円です。これと、それから17節公有財産購入、土地購入費65万3,000円、22節補償補填及び賠償金、町道整備3万円ですが、これは、資料ナンバー18にあります町道殖産4号線の工事440メートル分になります。

予算書に戻っていただきまして、5目街路灯費15節工事請負費、街路灯改修630万円、これは街路灯のLED化の工事でありますけれども、資料ナンバー19を見ていただきたいと思います。街路灯の改修、LED化工事ですが、町道保育所本通り3基、町道若葉4号線6基、町道若葉1号線7基、町道新町8号通り3基、合わせて、町道4路線19基の設置となります。

予算書28ページに戻っていただきたいと思います。

予算書28ページは、3項河川費になります。1目河川総務費13節委託料400万円、河川管理、これは男鹿川、小利別川の護岸改修となります。

それから、5項下水道費1目下水道費28節繰出金230万2,000円、これは公共下水道事業特別会計への繰出金となります。

9款消防費1項消防費1目消防費19節負担金補助及び交付金で、これは池北三町行政事務組合の負担金、消防分です、3,109万1,000円となります。資料ナンバー20を見ていただきたいと思います。資料ナンバー20は、高規格救急自動車を1台購入をしたいということで、今回予算を計上しております。このたび、国の消防庁の補助金もつきまして、今回1台購入をしたいということでもあります。車両の単価は、予算を見ております車両は4,012万円になっています。それで、保険料とか旅費、自動車税などを入れますと、2,737万1,000円となります。国の補助金1,274万5,000円は、組

合のほうに、本部のほうに入りますので、差し引き2,737万1,000円の負担金が、この3,109万1,000円の中に入っています。それとあわせて、消防団員1人が退団しました。その退職報奨金が12万9,000円ございます。それと、執行方針にもありましたけれども、消防団員の防火衣の更新ということで53着、全員でありますけれども、331万円、合わせて3,109万1,000円の補正となります。

それから、予算書に戻っていただきまして、28ページですが、2目災害対策費11節需用費31万4,000円、消耗品費。

それから、18節備品購入費、管理用備品91万4,000円ですが、これは平成26年度から、災害対策ということで防災用の消耗品なり備品を備蓄用として計画的に購入しているところでありまして、まず、消耗品31万4,000円については、非常時の毛布30枚、それから、カセットガス4ケース12本、非常用飲料水袋、6リッターのやつが200袋、これで31万4,000円。それから、管理用備品につきましては、石油ストーブ、これは電源の要らないやつですが、5個、それから、カセットガスを使うストーブ10個、それから発電機1台、ハロゲンライト三脚つきが1台ということで、91万4,000円の計上であります。

次に、29ページ、10款教育費1項教育総務費2目事務局費2節給料8万2,000円の減額、3節職員手当等11万2,000円の追加、4節共済費3万1,000円の減額、これは職員人件費の補正です。

それから、15節工事請負費213万2,000円、建物解体であります。これは追加資料の2を見ていただきたいと思っております。これは教員住宅の解体でありまして、写真と矢印をつけてあるところがございます。この32と書いた建物、これは一戸建てですけれども、これを今回解体をする予定にしております。この建物は昭和47年に建設されたものでありまして、大分老朽化が進んでいると。教員住宅については、来年度からの建てかえを計画しておりまして、今年度、この1戸分を解体するというところであります。

それでは、予算書の29ページに戻ってください。

3目教育振興費4節共済費、社会保険料等。

それから、7節賃金227万8,000円。

8節報償費107万2,000円、この報償費については、まず97万2,000円が、2年ごとに実施している児童生徒の芸術鑑賞にかかわる分97万2,000円、それから、土曜授業講師の謝礼10万円、合わせて107万2,000円になります。

それから、9節旅費の26万2,000円。

11節需用費の38万6,000円。

12節役務費10万1,000円。

14節使用料及び賃借料54万2,000円。

18節備品購入費の76万2,000円。

それから、次のページ、19節負担金補助及び交付金26万5,000円のうち、会議

等負担金25万7,000円、これについては、資料ナンバー22をお開きください。

資料ナンバー22は、平成27年度英語指導助手招へい事業の概要であります。事業名としては、英語指導助手招へい事業。採用事業名は、JETプログラム、語学指導などを行う外国青年招致事業でありまして、国の機関である総務省、外務省、文部科学省、自治体国際化協会の協力のもとに、地方公共団体が外国人青年を招聘するという事業であります。これは1年更新となります。派遣先、つまり、陸別町に来てからの派遣といえますか、仕事ですけれども、陸別小中学校での仕事、あるいは保育所、町内のその他ということになります。具体的な業務としては、小学校ではここに記載のとおり。中学校でも同様です。それから保育所も記載のとおりです。あと、その他として、地域との触れ合い、あるいは、姉妹都市提携を結んでいるラコーム市との連絡調整などが仕事で入ってきます。もう既に人が決まっております、カナダ・アルバータ州のエドモントン市の出身でありまして、24歳のアルバータ大学を卒業している方です。8月上旬には陸別町に来て仕事を始めると、そういう内容になっています。住宅につきましては、東1条2区の教員住宅に入居を予定しております。なお、このJETのプログラムの事業を使うと、財源として特別地方交付税が一部補填をされるようになっております。予算ですけれども、この教育振興費の中の、ここに記載の共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、会議等負担金、これらを合わせて、このJETの英語指導助手招へい事業については、今年度、513万4,000円の事業費となります。

それから、同じく先ほど言いました土曜授業の関係で、資料ナンバー21をお開きいただきたいと思っております。資料ナンバー21は、平成27年度土曜授業推進事業の概要でありまして、事業名は土曜授業推進事業、実施する学校名は陸別中学校であります。学年別児童・生徒数、学級数、1学年が16人で2学級、2年生が生徒数20人で2学級、3年生が18人で1学級、合わせて54名の5学級であります。事業実施により期待される効果としては、土曜授業を実施することで授業日数が増加し、確かな学力の定着や自主的な生徒会活動などの学校課題の解決に取り組むことができると。また、休日における生活リズムの確立及び地域人材を活用した授業や参観日を実施することで、開かれた学校の構築が図られることが期待されるということです。検証の方法としては、ここに書いてあるとおり、生徒・保護者・地域の方へのアンケート、それから、年間授業時数の増加分がどのように生徒の学力向上に寄与するかの検証をまとめるということにしております。スケジュールとしては、8月に1回3時間、1回当たりの時間は3時間だそうです。9月には1回、10月には2回、それから11月も2回、12月に1回、1月に2回、2月に1回、合わせて10回の土曜授業を実施するということでもあります。予算としては、報償費、謝礼で10万円、需用費で消耗品費3万7,000円と印刷製本費4万5,000円、役務費で通信運搬費2万1,000円、合わせて20万3,000円となります。この財源については、北海道から20万1,000円が委託金として入ってきます。これは歳入でも予算を見ております。

それから、予算書31ページに戻っていただきまして、4目スクールバス運行管理費13節委託料ですが、スクールバス運行であります。部活バスの路線が1路線ふえたことによる委託料の追加となります。

それから、2項小学校費1目学校管理費13節委託料、設備改修5万7,000円、これは小学校の太陽光の電力ですが、販売用電力計の更新となります。

それから、3項中学校費1目学校管理費13節委託料98万1,000円、これは中学校費でして、五つほどの事業がございます。一つは、ボイラー室の温度計調整器の自動制御盤が故障しているということで、その更新が46万1,000円、それから、煙突のアスベストの含有分析が9万7,000円、それから、PCB、ポリ塩化ビフェニルの廃棄処理、これが62万8,000円、これは電灯トランスで、苫小牧市の業者に委託をするということになります。それから、体育館のバレーボール支柱の穴の修繕が149万4,000円、バスケットゴール設置が438万3,000円、普通教室のドアに小窓をつけたいということで、1教室、前と後ろにドアがございますので、3教室6枚のドアに窓をつけるということで105万5,000円、それから、中学校の学校建設時からあった給食搬送用のダムウェーター、これの改修が169万3,000円で、合わせて98万1,000円となります。

それから、2目教育振興費12節役務費、手数料で7万8,000円、これは廃棄処理で、理科実験薬品の処分となります。

それから、32ページ、18節備品購入費19万5,000円、これは英語指導助手のパソコン1台であります。

それから、4項社会教育費1目社会教育総務費、まず、1節報酬、委員報酬12万9,000円と、9節旅費、費用弁償139万8,000円のうち7,000円、これについては、社会教育委員にかかわる報酬などでして、第8期社会教育計画策定が4回、第1期読書推進計画策定が2回、社会教育委員会議6回分の報酬と費用弁償7,000円です。

それから、8節報償費、9節旅費、11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料、19節負担金補助及び交付金、これについては追加資料の3を見ていただきたいとします。この社会教育総務費につきましては、今、追加資料3で、中学生等海外派遣研修事業、冒険・体感inとうきょう事業、これらにかかわる予算がここに計上されております。まず、中学生等海外派遣研修事業ですが、目的はここに記載のとおりで、日程は9月16日から9月25日まで、派遣先はカナダ・アルバータ州ラコーム市ほか、対象者は中学2年生であります。予算としては、まず報償費、謝礼金で8万円、これは派遣する生徒さんの英語教室の講師謝礼4回分です。それから、記念品7万円は、ラコーム市への記念品。それから、9節旅費の費用弁償109万1,000円は、研修指導員費用弁償2人、これは引率する教員2名分です。それから、11節需用費、印刷製本費は、帰国後の報告書の作成費、それから、役務費、損害保険は引率教員2人の保険、それから、14節

使用料及び賃借料は携帯電話使用料5万9,000円、これは引率者携帯電話借上料ということで3名見ております。これは、教員2名と、もう1名、町職員が1名引率で行きますので、その3名となります。それから、19節負担金補助及び交付金で470万円、これは1人当たり23万5,000円の助成で、20人全員分を見ております。

冒険・体感inとうきょう事業。目的はここに記載のとおりで、日程は来年の1月12日から1月15日まで、派遣先は東京都とその近郊、対象は小学校6年生であります。予算としては、9節旅費で費用弁償30万円、これは研修指導員費用弁償2人で、教員2名分です。それから、19節負担金補助及び交付金139万1,000円、1人当たり10万7,000円の13人分であります。合わせて169万1,000円と海外派遣が619万円、これが、今言いました社会教育総務費の8節報償費から19節の負担金補助及び交付金までの内容となります。

それでは、予算書の33ページにお戻りください。

5項保健体育費になります。2目体育施設費11節需用費36万6,000円、これは、修繕料でして、グラウンド整備用のトラクターの修繕が18万6,000円、それから、町民プールのマグネットスイッチの修繕が8万円、しばれパーク場の休憩室のドア修繕が10万円であります。

13節委託料16万2,000円は、体育施設改修ということですが、町民運動場駐車場の敷地内にある防風林のシラカバ10本の伐採です。

それから、18節備品購入費22万5,000円は、冬期間の自然散策、体力づくり用として、スノーシュー6組分22万5,000円であります。

それから、3目学校給食費で3節職員手当等10万1,000円の減額、4節共済費1,000円の追加は職員人件費にかかわる分。

それから、18節備品購入費、管理用備品で90万3,000円ですが、実は給食センター用の物置でございまして、ごみ保管用物置1棟が31万4,000円、用具などの保管庫物置が58万9,000円、1棟です。この二つについては、当初予算で計上漏れがございまして、今回補正をお願いするものであります。

それから、次のページ、給与費明細書、35ページ、特別職と、それから36ページ、一般職とがございしますが、補正予算などで、職員の給与ですとか手当、共済費関係で補正予算が出た場合については、必ず給与費明細書を添付することになっております。特別職と一般職に分けて給与費明細書をつけることになっております。この様式についても、地方自治法施行規則で定められているものでありまして、例えばで申しわけないのですが、特別職を見ていただくと、補正後、補正前とあります。長等、議員、その他の特別職とございしますが、補正前というのは当初予算の数値、今回補正後の数値が補正後のほうへ上がってございます。それで、人数には変更ございませんが、報酬で、その他の特別職12万9,000円の補正があります。これは、先ほど社会教育費で説明した社会教育委員の報酬12万9,000円が今回追加になっていますから、その分がここに入ってくると。

その当初予算に上積みしたものが補正後の数値で入ってくるということになります。したがって、それ以外の部分でいくと、共済費で特別職で6万7,000円ふえております。これは一般管理費で、共済費の追加分ということになります。そのように次のページも見ていただきたいと思います。

それでは、歳出を終わりました歳入に行きますけれども、今説明した各目、節というのは、執行科目ということになります。議決科目ではなくて、予算説明に伴う執行科目と、そういうことで御理解をしておいていただきたいと思います。

それでは、次に歳入、7ページに行きます。

1、歳入ですが、この目、節についても、先ほど歳出で説明したとおり、自治法施行規則で定められておまして、目は自治体の判断の中で新たに新設することができるものでございます。

まず、9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、今回、普通地方交付税を6,579万円追加しました。したがって、既定額20億9,486万3,000円は、普通地方交付税が19億1,486万3,000円と特別地方交付税1億8,000万円の既定額がございしますが、今回、普通交付税で6,579万円を追加しまして、補正後は21億6,065万3,000円となります。普通交付税については、補正後については19億8,065万3,000円、特別交付税については変更ございません。

それから、13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金34万2,000円、これは先ほどの介護保険条例の一部改正に係るものでございまして、国については、その2分の1分が負担金として自治体に交付されます。それが今回34万2,000円。

それから、2項国庫補助金2目民生費補助金1節社会福祉費補助金535万4,000円ですが、まず、地域生活支援事業費補助金7万5,000円、これは先ほど説明しましたけれども、成年後見人制度に係る補助金の追加です。それから、臨時福祉給付金事務費補助金92万9,000円、これも臨時福祉給付金事業にかかわる分の事務費分、それから、臨時福祉給付金事業費補助金360万円、子育て世帯に対する臨時特例事業補助金75万円。

それから、2節児童福祉費補助金123万7,000円の減額、子ども・子育て支援交付金ですが、実は、当初予算においては、へき地保育所運営分ということで、保育緊急確保事業補助金として450万円を計上しておりましたけれども、国のほうから通知がありまして、平成27年度から子ども・子育て支援給付金に制度改正がありました。したがって、その分が減額になりました。したがって、この減額になった分の措置については、今後、何らかの形で国から示されるのかなというふうに思っております。

3目土木費補助金1節道路橋りょう費補助金455万円の減額。橋りょう長寿命化修繕事業交付金ですが、当初、事業費の70%の補助率で計上しておりました。これは間違いではございませんが、実は国の平成27年度予算の中で、全国の配分、つまり、全国から

の要望が多かったということで、補助率が70%から54%ほどに下がりました。したがって、その補助率の下がった16%分の影響額が455万円の減額となります。

それから、次のページ、8ページ。14款道支出金1項道負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金17万1,000円、低所得者保険料軽減負担金であります。これも先ほど国庫負担金のほうで説明した、介護保険条例の一部改正がございました。都道府県はその4分の1分を見ているので、その分、4分の1分、17万1,000円となります。

それから、2項道補助金1目民生費補助金2節児童福祉費補助金23万7,000円の減額、子ども・子育て支援交付金、これも先ほど国庫補助金で説明した内容と同様であります。

それから、3目農林水産業費補助金2節林業費補助金489万6,000円、これは林業専用道上勲祢別本苦務線開設事業補助金であります。

それから、5目総務費補助金1節総務管理費補助金70万円、地域づくり総合交付金であります。これは先ほど歳出で説明した災害対策費の中の防災備蓄用備品資機材に係る分の歳出総額の2分の1分、70万円の補助金となります。

それから、3項委託金6目教育費委託金1節教育総務費委託金、これは先ほど説明した土曜授業推進事業に係る委託金20万1,000円です。

それから、次のページ、15款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金1節利子及び配当金80万円、これは優先出資の配当金になります。

15款財産収入2項財産売払収入3目出資金等精算収入、これは優先出資の精算の収入、農協からの返還となります、1億円。

それから、16款寄附金1項寄附金2目指定寄附金1節総務費寄附金、ふるさと整備資金ということで、寄附3件分であります。

それから、次のページ、10ページ。17款繰入金1項基金繰入金2目いきいき産業支援基金繰入金、今回、この補正予算を組む段階におきまして、いきいき産業支援基金から畜産団体補助事業に100万円の充当、民間活用住宅建設事業に2,100万円の充当、合わせて2,200万円の取り崩し、繰入金となります。

それから、3目ふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金、これは、まず、ふるさと銀河線りくべつ鉄道管理事業に1,700万円、それから、福祉館管理事業に700万円、2,400万円の繰入金です。

それから、6目公共施設等維持管理基金繰入金、3,090万円の繰入金となります。合わせて7,690万円の各基金からの繰入金。

18款繰越金1項繰越金1目繰越金、これは前年度繰越金930万6,000円ですが、実は3月31日に、優良家畜導入資金の繰上償還分930万6,000円が平成26年度補正予算に未計上でございまして、一般財源として平成27年度に繰り越ししました。したがって、その繰り越し分を、先ほど歳出で説明した、いきいき産業支援基金のほ

うに積んだという内容になります。

それから、次のページ、19款諸収入4項受託事業収入2目農業費受託事業収入1節農業費受託事業収入、農業農村整備事業監督等補助委託5万1,000円、これは道営草地改良事業に係る事務費の委託金であります。

19款諸収入5項雑入3目雑入6節雑入1,185万円、まず、社会保険料等個人負担金32万円は、英語指導助手分です。それから、森林保険金1,027万4,000円、これは平成25年の気象災害に係る保険金であります。それから、立木補償費120万6,000円、これは小利別鉄道用地内町有林の立木補償費、それから保険料解約金、森林保険ですが、これの解約金5万円。

それから、20款町債1項町債1目総務債1節総務債7,130万円、これは移住・産業振興研修施設整備事業の起債充当となります。これは過疎債です。

それから、2目農林水産業債1目林業債、林業専用道上勲祢別本苦務線開設事業470万円、これも過疎債となります。

次のページ、3目土木債1節道路橋りょう債8,570万円。まず、公用車購入事業（雪寒機械）、除雪ドーザですが1,880万円、新恩根内橋改修事業30万円と弥生橋改修事業60万円、これは先ほど、辺地計画の変更なり、それから計画策定で議決いただきました。この二つについては先ほど説明があったと思いますが、辺地債が充当となります。それから、若葉橋改修事業、これは過疎債となります、100万円。町道殖産4号線道路整備事業6,500万円、これについても過疎債となります。

それから、5目消防債1節消防債2,340万円、これは救急自動車購入事業（負担金）ですが、これも過疎債となります。

以上で歳入を終わりにして、6ページをお開きください。

予算書6ページは、第3表地方債補正です。

まず、追加になります。

起債の目的、過疎対策事業1億8,320万円。移住・産業振興研修施設整備事業7,130万円、救急自動車購入事業（負担金）ですが、2,340万円、林業専用道上勲祢別本苦務線開設事業470万円、町道殖産4号線道路整備事業6,500万円、公用車購入事業（雪寒機械）、これは除雪ドーザですが、1,880万円、合わせて1億8,320万円です。起債の方法、利率、償還の方法は、この記載のとおりであります。なお、過疎対策事業については、償還が12年、据え置きが3年で、元利償還額の70%が地方交付税に算入されるということになります。

それから、その下、変更になります。

起債の目的、辺地対策事業、新恩根内橋改修事業、弥生橋改修事業。それから、過疎対策事業で、過疎地域自立促進特別事業、林業専用道上勲祢別本苦務線開設事業、町道川向伏古丹連絡線改良事業。若葉橋改修事業が440万円から540万円、限度額が100万円上がっております。それ以外、上三つについては変更ございません。したがって、過疎

対策事業では、1億2,720万円から1億2,820万円、100万円の増と。辺地対策事業につきましては、総額で410万円から500万円、90万円の増です。内訳としては、新恩根内橋改修事業130万円が160万円、30万円の増、弥生橋改修事業が280万円から340万円、60万円の増で、辺地債については90万円増となります。

なお、先ほど説明したかと思いますが、辺地対策事業債は、償還10年で、据え置き2年、元利償還金の80%が地方交付税に算入されるということになります。

次に、前のページ、5ページに行きます。

第2表債務負担行為補正、追加であります。

英語指導助手招へい事業（車両借上料）、つまり、車の借上料、リース料です。平成28年度から平成30年度まで、限度額180万2,000円です。これは、当初の賃貸契約において複数年の契約を結ぶ場合は、債務負担行為という制度を使って限度額を定めて議決をいただくという内容になります。したがって、年度途中、今年度8月からの3年契約になるものですから、平成30年の7月までとなります。ただ、会計年度は各年度1年更新ですから、今回の予算については歳出で既に51万5,000円ほど見えています。したがって、平成28年度、平成29年度は12カ月分、それから平成30年度については、4、5、6、7の4カ月分、そういう経費を180万2,000円を限度として予算を上げるということになります。したがって、来年度になれば、自平成29年度、至平成30年度となって金額が落ちていくと、そういう制度であります。

以上で議案第42号を終わりました、次に議案第43号に移ります。

議案第43号平成27年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2、歳出。

今回の国民健康保険の歳出、5ページの補正につきましては、各負担金の平成27年度分の確定に伴う追加の補正、あるいは減額の補正となります。

まず、3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金19節負担金補助及び交付金、国保負担金、医療費拠出金6万9,000円の追加です。これは、平成27年度の負担金確定に伴う追加の補正です。当初、4,140万5,000円を見ておりましたが、4,147万4,000円に確定したことによっての6万9,000円の補正。

4款前期高齢者納付金等1項前期高齢者納付金等1目前期高齢者納付金19節負担金補助及び交付金、国保負担金で医療費拠出金6,000円の追加です。これも平成27年度の確定に伴うもの、1万9,000円計上しましたが、2万5,000円に確定したこと

よる6,000円の追加です。

それから、6款介護保険納付金1項介護保険納付金1目介護保険給付費納付金19節負担金補助及び交付金3万8,000円の減額、国保負担金で介護保険給付費納付金3万8,000円の減額。当初、1,659万3,000円でしたけれども、1,655万5,000円に確定したことによって3万8,000円の減額となります。

以上で歳出を終わりました、歳入、4ページ。

1、歳入。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金1節現年度分、療養給付費等負担金、これは5万9,000円の追加であります。

それから、4款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金1目前期高齢者交付金1節前期高齢者交付金、これも平成27年度確定に伴う2万2,000円の減額でありまして、当初、1億1,484万4,000円を見ておりましたけれども、1億1,482万2,000円ということで、2万2,000円の減額になります。前期高齢者というのは2号被保険者の部分でありまして、これが支払基金のほうから納付されるということになります。

以上で議案第43号を終わりました、次に議案第44号の説明に移ります。

議案第44号平成27年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2、歳出であります。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費3節職員手当等、4節共済費については、職員の人件費に係る補正。

それから、9節旅費23万1,000円、普通旅費ですが、これは人材紹介所を通した看護師1人の赴任旅費でして、東京から今回来る予定になっております。

それから、12節役務費57万1,000円、労働者紹介手数料でありまして、御存じかと思いますが、当町は、もう2年、3年も前から看護師を募集しているわけですが、なかなか応募者がいないという状況が続いております。したがって、今、診療所においては看護師が不足しているという状態がございまして、苦肉の策として、看護師などの人材派遣所、人材紹介所を通して看護師を派遣してもらっていると、今、そういう現状がございまして、したがって、平成26年度においても、1月から3月まで、そういう人材紹介所を通して看護師に来ていただいて診療に当たってもらっております。その手数料が57万1,000円の追加となります。

次のページ、6ページになります。13節委託料242万円、設備改修でして、内容としては、診療所の非常用照明バッテリーの交換が17万3,000円、それから、処置

室、診察室、二部屋ございますが、その二部屋と看護師の詰め所、そこにかかわる照明のLED化の改修が148万2,000円、それから、屋外にあります旧CT室の換気設備の改修、これが18万2,000円となります。

資料ナンバー23をお開きいただきたいと思いますが、資料ナンバー23はカルテ庫の改修事業箇所図でありまして、この改修が58万3,000円となります。この図面を見ますと、診療所に入って、待合室がありますが、左側に事務室がありまして、事務室と薬局との間に、今、黒い枠で囲った既存のカルテ庫がございます。それを、こちらは拡大している図面で、この拡大した図面を縦に見ていただければ、矢印がちょっと途中でとまっていますけれども、この横のほうにドアとユニットバスと部屋がございますが、その境界までカルテ庫を改修して増設するという内容です。それが58万3,000円でありまして、合わせて242万円となります。

予算書6ページに戻っていただきまして、18節備品購入費89万4,000円、事務用備品26万4,000円は、レントゲン室のパソコン1台16万8,000円、それから、事務用のネットワークディスク1台9万6,000円となります。それから、管理用備品63万円は、このカルテ庫の改修に伴って、カルテ収納庫10台63万円でありまして。

それから、2款医業費1項医業費1目医療用機械器具費18節備品購入費、医療用備品184万5,000円ですが、資料ナンバー24に医療機器購入事業ということで、心筋マーカの資料がついておりますので、後ほど資料ナンバー24をごらんいただきたいと思います。この心筋マーカは1個29万9,000円であります。それと、今、病院のベッド数は12床ございまして、その12床のベッドというのは、昔の旧診療所時代からのベッドでありまして、今年度から3年計画で4台ずつ更新をしていきたいということで、予算4台分、35万8,000円の4台とその消費税で154万6,000円、合わせて184万5,000円を医療用備品として計上しております。先ほど言いましたように、病室用のベッド、平成28年も4台、平成29年度も4台と、そういう年次計画で今考えております。

8ページ、9ページは給与費明細書がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

それでは、歳入、4ページをお開きください。

1、歳入であります。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金、今回、繰越金が確定見込みであることから、財政対策分3,977万4,000円を減額しまして、その分、5款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金で4,399万8,000円を補正をする内容となります。

以上で議案第44号の説明を終わりました、次に議案第45号の説明に移ります。

議案第45号平成27年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に

定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、6ページをお開きください。

2、歳出。

2款施設費1項施設管理費1目施設維持費11節需用費77万円、これは修繕料として、陸別浄水場の屋根が春先の強風によって損害を受けました。その修繕料が77万円です。なお、この2分の1については保険金として歳入で入ってきます。それから、13節委託料768万5,000円、施設設備改修703万9,000円、これは、浄水場のフロキュレータ駆動部の更新と薬剤を注入する設備の改修、計装機器の点検の業務を合わせて703万9,000円。それから、施設設備等点検整備64万6,000円。

それから、15節工事請負費356万7,000円の施設解体工事、これはトマム地区の配水池の解体ですが、資料ナンバー25をお開きいただきたいと思います。資料ナンバー25は、上のほうがトマム地区沓過配水池施設解体工事、点線で囲ったところであり、この上のほうに今の浄水場があります。その解体工事が356万7,000円。その下、簡易水道の配水管路減圧弁分解整備事業、これが64万6,000円ですけれども、この箇所図に記載のとおり、1幹1号減圧、1幹2号減圧とございます。

それでは、予算書のほうにお戻りください。予算書6ページです。

2目施設新設改良費13節委託料149万1,000円、調査設計であります。これは実施設計でありまして、次の15節工事請負費、配水管新設1,799万3,000円です。これは町道殖産4号線に係る工事でありまして、資料ナンバー26を見ていただきたいと思います。資料ナンバー26は配水管整備事業箇所図でありまして、殖産4号線の水道工事300メートルであります。水道工事は、松臺さん宅側から300メートル上に向かっていくと。道路の工事についても、松臺さん側から上に向かって440メートル工事をやるという、道路工事と水道工事をセットで進めていくということになります。

以上で歳出を終わりました、次に歳入になります。

1、歳入。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、財政対策分であります、1,192万2,000円。

6款諸収入1項雑入1目雑入1節雑入38万4,000円、これは先ほど歳出で説明した、浄水場屋根破損に係る共済金、2分の1分です。

それから、7款町債1項町債1目簡易水道事業債1節簡易水道事業債、配水管整備事業

1,920万円であります。これは過疎債が960万円、簡易水道事業債が960万円となっております。

以上で終わりました、4ページをお開きください。

第2表地方債の補正になります。

変更になります。

今言ったように、まず、過疎対策事業で、配水管整備960万円が1,920万円に変更になります。これで960万円の増。それから、機器更新事業は変更ございません。したがって、過疎対策事業は2,380万円から3,340万円、960万円の増となります。簡易水道事業、配水管整備事業、960万円から、補正後1,920万円で、960万円の増、機器更新事業は変更ございません。したがって、簡易水道事業2,380万円から3,340万円、960万円の増となります。合わせて1,920万円の増と、そのようになります。それから、簡易水道の配水管整備は、30年償還の5年据え置きになっています。財源措置としては、特別交付税措置があるというふうに聞いております。

以上で議案第45号の説明を終わりました、次に議案第46号に移ります。

議案第46号平成27年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、6ページをお開きください。

2、歳出。

2款施設費1項施設管理費1目施設維持費13節委託料228万9,000円、施設設備保守管理、浄化センターのし渣脱水機の分解整備の委託料であります、228万9,000円。

それから、3款事業費1項下水道整備費1目下水道建設費13節委託料209万6,000円、実施設計費。

15節工事請負費、污水管渠新設工事1,331万7,000円。資料ナンバー27をお開きいただきたいと思います。資料ナンバー27は、污水管渠新設工事の箇所図であります。本当に恐縮で、申しわけないのですが、字が小さくて、なかなか私も見づらいのですが、実線を引いております。ちょうど北海道除雪車両センター、石橋建設さんのところの向かい側になるかと思いますが、石橋建設さんの車両センターですね、そこの前から佐々木林業の手前まで、国道244号線の帯広側のほうに、この污水管を新設するというところで、160メートルの工事となります。

予算書6ページに戻っていただきまして、今説明した委託料、実施設計費が209万

6,000円、汚水管の新設工事が1,331万7,000円であります。

以上で歳出を終わりました、歳入、5ページをお開きいただきたいと思います。

1、歳入。

4款繰入金11項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金、財政対策分で230万2,000円の補正。

6款町債1項町債1目下水道事業債1節下水道事業債、特定環境保全公共下水道事業1,540万円、これも過疎債が770万円、下水道事業債も770万円の内訳となります。

それでは、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページは、第2表地方債補正で、変更でございます。

過疎対策事業の特定環境保全公共下水道事業2,330万円が770万円増の3,100万円、下水道事業の特定環境保全公共下水道事業2,330万円が3,100万円、770万円の増で、補正前、補正後の利率の記載については変更ございません。下水道事業の特定環境保全公共下水道事業債は、30年償還の5年据え置きと、元利償還金の50%が交付税に算入されるという内容です。

以上で、議案第42号から議案第46号までの説明を終わります。

以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 副町長におかれましては、丁寧に御説明をいただき、お疲れさまでした。

◎延会の議決

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本日の会議は、これで明25日に延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

◎延会宣告

○議長（宮川 寛君） これにて延会いたします。

延会 午後 3時36分